町役場

令和８年度　第１回農会長会次第

日時　令和８年４月１７日（金）１８：３０～

場所　猪名川町立文化体育館　小ホール

１　議事事項

（１）令和８年度農会長会の役員選出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3

２　協議事項

（１）猪名川町農業環境課関係について

①　令和８年度農業環境課職員体制及び農林業関係主要事業の概要について・・P5
②　令和８年度農会長会関連事務日程について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P6
③　令和８年度経営所得安定対策等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P7
④　令和８年産米の生産目安について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P20
⑤　令和８年度営農計画書について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P29
⑥　転作現地確認について・・P34
⑦　令和８年産そば配布種子について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P35
⑧　営農活性化補助金について・・P37
⑨　地域計画のブラッシュアップについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P41
⑩　農業振興地域整備計画書の見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P43
⑪　猪名川町危険木伐採支援事業補助金等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P46
⑫　猪名川町荒廃竹林整備事業補助金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P47
⑬　有害鳥獣被害対策について・・P48
⑭　特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P52

（２）阪神農業改良普及センター関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P54

（３）農業共済関係・・・別冊

（４）兵庫六甲農業協同組合関係・・別冊

猪名川町農会長会規約

（目的）

第１条 この会は、猪名川町農林業の発展及び農会長相互の連携と研修・親睦を図り、農会長としての資質の向上を図ることを目的とする。

（名称及び事務局）

第２条 この会は、「猪名川町農会長会」と称し、事務局は町役場地域振興部農業環境課内に置く。

（組織）

第３条 この会は、猪名川町の農会長を会員として組織する。

（事業）

第４条 この会は、次の事業を行う。

（１）各集落における農林業についての情報交換。

（２）農業知識、技術向上のための研修。

（３）農協運営事業への協力。

（４）その他、この会の目的を達成するための必要な事業。

（役員）

第５条 本会に次の役員を置く。

（１）会長１名・副会長１名。

（役員の職務）

第６条 役員は、次の職務を行う。

（１）会長は、会議において議長となり、議事を処理する。

（２）副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代理する。

（役員の選出）

第７条 役員の選出は、会員の互選とする。

（役員の任期）

第８条　役員の任期は、１年とし再任を妨げない。ただし、補欠によって選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会計）

第９条 この会の会計は、毎年４月１日に始まり３月３１日をもって終わる。

（その他）

第１０条　この規約で定めない事項は、役員会において決定する。

附則　この規約は、平成元年４月１日より実施する。

附則　この規約は、平成７年８月２５日から実施する。

附則　この規約は、平成２０年４月２１日から実施する。

附則　この規約は、平成２３年４月１９日から実施する。

附則　この規約は、令和２年４月２３日から実施する。

附則　この規約は、令和４年４月２１日から実施する。

令和８年度　農会長会役員

会　　　長

副　会　長

令和８年度　農業環境課所管農林業関係主要事業の概要

一　般　会　計

（単位：千円）

区　　分	予　算　額	事　業　概　要
農業委員会費　１３，１９６ （１１，４３１）	１３，１９６	農業委員会事務費
農業総務費　７９，８７９ （８４，６２４）	２，１１３ ７７，７６６	農業総務事務費 人件費
農業振興費　５５，７０５ （６８，５４３）	３，２５４ ７，６９３ ２，９４０ １１，２４０ １２，０３０ １１，９５１ ４７３ ５，０００ ５００ ３０５ ３１９	農業生産振興対策事業費 農村地域農政総合推進事業費 産地形成振興対策事業費 中山間地域等直接支払事業費 多面的機能支払事業費 有害鳥獣対策推進事業費 環境保全型農業直接支払事業費 新規就農確保事業費 地産地消推進事業費 農地利活用推進事業費 道の駅いながわ管理運営費
農　地　費　１８４,０９７ （６０，４６４）	１５，９０１７ ２５，０８０	農業用施設改良事業費 農地中間管理機構関連農地整備事業
林業振興費　１０，９８３ （１１，８３０）	２，８０７ ８，１７６	森林保全対策事業費 里山再生整備事業費
観　光　費　２３，７７５ （２５，３２８）	２３，７７５	自然歩道（道の駅）公衆用トイレ整備事業費
合　　計	３６７，６３５ （２６２，２２０）	

＊（　　）書きは令和７年度予算

令和８年度　事　務　日　程【農政関係】

月	内　　　　　容
４	第１回農会長会（４月１７日（金））
５	集落転作推進 水稲生産実施計画書及び営農計画書兼水稲共済細目書提出期限（５月８日（金））
６	水稲生産（転作）現地確認（６月中旬）
７	第２回農会長会（７月３日（金）） 夏期農林産物品評会（７月下旬）
８	
９	
１０	
１１	第３回農会長会（資料配布のみ） 秋季農林産物品評会、表彰式（１１月下旬）
１２	
令和 ９年 １	第４回農会長会（建物・農機具共済推進大会、１月１５日（金））
２	
３	
４	農会長報償金支払（４月下旬）

農業者への支援制度

経営所得安定対策等（令和8年度）

（１）水田活用の直接支払交付金

水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を国から直接交付される。

＜１．戦略作物助成＞

対象作物	交付金額
麦、大豆（黒大豆含む）、飼料作物	３５,０００円／１０ａ※1
ＷＣＳ用稲	８０,０００円／１０ａ
加工用米	２０,０００円／１０ａ
飼料用米、米粉用米	収量に応じて、 ５５,０００円～１０５,０００円／１０ａ※２

※１　多年生牧草について、収穫のみを行う年は１万円/10a で支援

※２　飼料用米の一般品種への支援について、令和８年度においては、標準単価 6.5 万円/10a（5.5～7.5 万円/10a）とする。

＜２．産地交付金（県）＞（国段階設定）

取組内容	交付金額
そば、なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	２０,０００円／１０ａ
新市場開拓用米の複数年契約※３ （３年以上の新規契約を対象に令和８年度に配分）	１０,０００円／１０ａ

※３　コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

＜３．産地交付金（県）＞（県段階設定）

「加工用米」、「飼料用米」、「新市場開拓用米」、「米粉用米」、「野菜」の生産性向上等に向けた取組に対して支援。

対象作物	対象者	交付金額
野菜	認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者、農業法人等 ※露地 10a 以上作付	3,000円／１０ａ以内
加工用米 （低コスト・高品質化）	加工用米を生産する農業者等 ※以下の取組を１つ以上行っている者に限る ①種子更新を行っている、②県内の加工業者と契約を締結している、③加工用米の作付面積が 1.0ha 以上（特定農山村・振興山村地域等の場合は、作付面積の要件は 1/2）④兵庫県認証食品の認証を受けている	１2,０００円／１０ａ以内
加工用米 （複数年契約）	加工用米を生産する農業者等 ※３年以上の複数年契約を行ったものに限る	１５,０００円／１０ａ以内
飼料用米 （生産性向上・担い手支援）	認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者、販売農家等 ※飼料用米 10a 以上作付 ※県内の畜産農家、JA・全農兵庫県本部、飼料メーカー等へ出荷販売を行う取組であること。	15,０００円／１０ａ以内
新市場開拓用米 （担い手支援）	認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者、農業法人等 ※輸出など内外の新市場の開拓を図る米の作付面積に限る ※輸出向け日本酒の原料用米は対象外	15,０００円／１０ａ以内
米粉用米 （担い手支援）	認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者、農業法人等	１５,０００円／１０ａ以内

＜4．産地交付金＞　町設定

猪名川町地域農業再生協議会において、地域の実情に即して、地域振興作物の生産に向けた取組を支援する。

番号	メニュー	交付金額 （１０ａあたり）	内容 （対象作物等）
1	そば品質確保 加算	１5,000 円	そば ただし、営農活性化支援事業（次頁参照）に参加するものに限る。 ※２年連続で収穫が皆無だった農家は交付対象外とする(自然災害等による収穫皆無の場合は、適正な肥培管理、獣害対策を行っていたことの証拠書類(肥料購入の領収書、作業日誌、写真等）を揃え、国と協議を行うことで交付金の対象となる場合があります)。
2	推奨作物助成	１5,000 円	黒枝豆、未成熟とうもろこし、ブロッコリー
3	二毛作助成	１5,000 円	「黒枝豆（早生）とそば」又は「黒枝豆（早生）とブロッコリー」との組み合わせによる二毛作を行う場合に、黒枝豆（早生）の作付面積に応じて助成。
4	学校給食加算 （基幹）	12,000 円	野菜 ※ＪＡ兵庫六甲との事前出荷契約が必要
5	基本助成 （一般）	7,000 円	野菜・花き・小豆・山椒 ※推奨助成（３品目）を除く
6	担い手支援 加算	8,000 円	野菜・花き・小豆・山椒 ※対象者は、野菜などを出荷する認定農業者及び認定新規就農者。

【交付要件】・・・①販売農家であること。
②５年に１度の水稲作付若しくは１カ月以上の水張を行うこと（ご自身で証拠書類として作業日誌、写真等を保管してください)。
※R7年度または R8年度に連作障害を回避する取組を実施した場合は、水張りを行わなくても対象。（作業日誌・肥料等の購入伝票を提出してください。）

【必要書類】・・・①出荷契約書、出荷伝票、生産日誌等販売を確認できるもの

【加算イメージ】

★そば：10ａあたり	★未成熟トウモロコシ： １０ａあたり
町）１５,０００円（そば加算） 県）２０,０００円 ≪町）営農活性化事業　刈取り面積１０,０００円≫	町）１２,０００円（給食加算） 町）１５,０００円（推奨助成）

（２）畑地化促進助成

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者を支援するもの。

対象作物	①畑地化支援	②定着促進支援（①とセット）
麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば、野菜、果樹、花き等	７０,０００円／１０ａ	２.０（３.０※4）万円／１０ａ×５年間 または １０.０（１５.０※4）万円／１０ａ（一括）

※４　加工・業務用野菜等の場合

【交付対象者及び交付対象農地】
①販売農家又は集落営農組織
②令和７年度に主食用米、戦略作物または産地交付金の対象となった作物が作付けされていること。
③おおむね団地化された畑地を形成されていること（農会単位で申請面積が0.5ha 以上あること）。

【交付要件】･･･①５年間継続して畑作物の作付及び出荷販売を行うこと。
②令和８年７月１日付で水田活用直接支払交付金の交付対象水田から除外を行うこと。

【必要書類】・・・①出荷契約書、出荷伝票、生産日誌等販売を確認できるもの

（３）経営所得安定対策

＜１．畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）＞

諸外国との生産条件の格差により不利益がある国産農産物（麦・大豆・そば等）について、標準的な「生産費」と「販売価格」の差額分に相当する額が直接交付される。

対象作物	交付金額	要件等
そば （面積払）	１３,０００円 / １０a	【対象面積】当年産作付面積に応じて算定。 【備考】数量払に先立って支払う
そば （数量払）	〈課税事業者〉 １等　１６,４５０円 / ４５kg ２等　１４,３４０円/　４５kg 〈免税事業者〉 １等　１７,２８０円 /４５kg ２等　１５,１７０円/４５kg	【算定方法】販売数量に応じて算定（面積払の金額を差し引いた額） 【備考】品質の良いものを多く収穫すれば、その分が更に加算される。規格外・未検査品については対象外。検査規格の等級区分が１等・２等のみ。 ※集落営農は課税事業者向け単価になります。

【交付要件】・・・認定農業者、集落営農、認定新規就農者のみ

※集落営農とは、①組織規約の作成、②共同販売経理、③農業法人化計画、④農地利用集積計画を要件としています。

＜２．米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）＞

収入減少による農業経営への影響を緩和し、安定的な農業経営ができるよう、農業者拠出に基づくセーフティーネットとして実施される。

猪名川町営農活性化支援事業（そば助成）

猪名川町営農活性化支援事業の１つとして、“そばの栽培支援”を行っており、野帳に基づき“そば”を作付けした場合、実収穫（刈取）面積に応じて助成金を交付しています。

- 助成金額・・・基本助成　　１０，０００円／１０ａ
  団地化加算　１０，０００円／１０ａ　（１団地０.５ha 以上の連坦田）

水田活用直接支払交付金 5年水張り要件の見直しについて

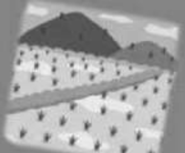

見直しのポイント

★令和９年度以降、５年水張り要件は求めません！

★令和７・８年に連作障害を回避する取組を実施した場合、湛水管理を行わなくても交付対象となります！

【改正前】
令和９年度以降も水田活用直接支払交付金の交付対象農地とするには、令和８年度までに以下のいずれかの取組が必要。
①水稲作付を行う。
　以降、５年に一度の水稲作付を行う。（５年水張り要件）
②１カ月以上の湛水管理を行い、連作障害による収量低下を発生させないこと。
※圃場ごとに過去５年間の収量の記録が必要。

【改正後】
令和９年度以降も水田活用直接支払交付金の交付対象農地とするには、令和８年度までに以下のいずれかの取組が必要。
①水稲作付を行う。
②１カ月以上の湛水管理を行う。
③令和７年度または令和８年度において、連作障害を回避する取組を実施する。

詳細は裏面へ！！

連作障害を回避する取組内容について

連作障害を回避する取組は以下のものが当てはまります。
①土壌改良資材・有機物（堆肥・もみ殻等を含む）の施用
②土壌に係る薬剤の散布
③後作緑肥の作付け
④病害虫抵抗性品種の作付け
⑤地域農業再生協議会が連作障害を回避する取組であると判断する取組（輪作）

～⑤の取組イメージ～

連作障害を回避する取組の実施確認方法

実施確認については、以下の書類にて確認を行います。

＜上記①～④の取組の場合＞
★提出していただく書類
・作業日誌
・資材・薬剤等の購入伝票
＜上記⑤の取組の場合＞
・営農計画書（野帳）

⚠ 写真や、収量記録の提出は必要ありません！

水田活用直接支払交付金の活用を検討されている方は、令和７年度または８年度においてご対応いただきますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ】
猪名川町地域農業再生協議会（役場農業環境課農政担当）
電話：072-766-8709

令和8年度
畑地化促進事業について

事業の概要

水田を畑地化（令和4年から令和8年までの間に一度も水張をしない圃場）して、高収益作物や畑作物の本作化に取り組む農業者に対し、国から交付金が支払われるもの。

交付要件

・販売農家、集落営農組織であること
・現況において非農地に転換された農地（または転換されることが確実と見込まれる農地）でないこと
・水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の要件を満たしていること
・前年度において<u>**主食用米、戦略作物または産地交付金の対象**</u>となった作物が作付けされていること
・<u>おおむね団地化された畑地を形成していること（**農会単位で申請面積が０．５ha（５反）以上あること**）※詳細は裏面をご確認ください。</u>
・取り組み開始年度から５年間、水稲以外の高収益作物または畑作物を継続して作付け及び出荷販売すること

交付金額

作付面積に応じて
５年間支払われるもの

対象作物	畑地化支援	定着促進支援
<u>①高収益物</u> （野菜、果樹、花き等） <u>②畑作物</u> （麦、大豆、飼料作物（牧草）、子実用とうもろこし、そば等）	7.0万円/10a	2.0（3.0※）万円/10a×５年間 または 10.0（15.0※）万円/10a（一括） ※加工・業務用野菜の場合

団地化要件

<u>農会単位で申請面積が０.５ha以上あること</u>
<u>（連担地になっていなくても可）</u>

＜従来＞

当該年度申請面積のみ
＝　０.５ha以上

A	B	C
D	E	F
G	H	I

A,C,Hの農地の合計が
０.５ha（５反）以上

＜変更後＞

当該年度申請面積＋<u>過年度畑地化対象面積</u>
＝　０.５ha以上

A,C,H＋B,E（R5～R7畑地化実施農地）
の合計が０.５ha（５反）以上

A	B	C
D	E	F
G	H	I

申請にあたって注意点

・<u>畑地化に取り組んだ圃場については、</u>
<u>必ず５年間、高収益作物・畑作物の出荷・販売が必要となります。</u>
<u>（途中で取りやめは基本的にできません）</u>

・<u>これまで申請されていた水田活用直接支払交付金の交付対象外水田となりますので、５年経過後、再度水田活用直接支払交付金への申請はできません。</u>

【お問い合わせ】
猪名川町地域農業再生協議会（役場農業環境課農政担当）
電話：072-766-8709

農業者への支援制度

～ 交付金の算出について ～

経営所得安定対策や営農活性化支援事業に参加した場合に受け取れる交付金を下記に算出して例示します（一般的な試算ですので、実際の交付額とは異なります）。

＜例＞そば２０ａ、野菜２０ａを作付し、全ての作物を出荷する農家の場合・・・

■　そば　２０ａ
①　産地交付金そば（県域）　　　２０ａ×２０,０００円÷１０ａ＝４０,０００円
②　産地交付金そば品質確保加算　２０ａ×１５,０００円÷１０ａ＝３０,０００円
③　営農活性化支援事業（刈取り）２０ａ×１０,０００円÷１０ａ＝２０,０００円

①＋②＋③　＝９０,０００円

■　野菜　２０ａ
２０ａ×７,０００円÷１０ａ＝１４,０００円

以上により、交付金総額　１０４,０００円　となります。

なお、経営安定所得対策の交付金は販売農家であることが確認されなければ交付されません。そのため、販売伝票など出荷されたことが確認できる書類が必要になります。

（例）道の駅いながわに出荷される人・・・「出荷者精算書（毎月 15 日、月末発行）」など
量販店等に出荷している人・・・・・出荷販売契約書、出荷伝票、売上伝票など
知人などに販売している人・・・・・販売を確認できる領収書など
無人の屋台で販売している人・・・・生産記録など

※出荷が確認できない場合（伝票等が提出できない場合）は、交付対象外となります。

※畑作物の直接支払交付金の交付される場合（課税事業者向け単価、そば２等の場合）
（認定農業者、集落営農、認定新規就農者のみ）

そば【面積払】２０ａ×１３,０００円÷１０ａ＝２６,０００円
【数量払】７0kg×２０ａ×１４,３４０円÷１０ａ÷４５kg≒４４,０００円
４４,０００円 － ２６,０００円＝１８,０００円
※平均単収　70kg/10a とした場合

交付申請書の記載例

様式第1号（表面）

申請者の押印は不要です。

様式第1号A

令和　8　年産	
☑ 継続	☐ 新規

> 昨年に引き続き申請される方は「継続」に、それ以外の方は「新規」に☑チェックしてください。

経営所得安定対策等交付金交付申請書

農林水産大臣　殿

「経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）」を了知した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

申請年月日	年　月　日

> 申請年月日を記入してください。

① 交付申請者欄

フリガナ	ノウリン　タロウ
氏名又は法人・組織名	農林　太郎
フリガナ	
代表者氏名（法人・組織のみ）	
住所	（〒　123 －　4567　） 東京都千代田区霞が関1－2－1
登録済の振込口座	☐ 変更なし　☐ 新規　☐ 変更あり

生年月日	
☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成	年　月　日

経営形態
☐ 個人　☐ 集落営農　☐ 法人
法人番号

認定状況
☐ 認定農業者　☐ 認定新規就農者 ☐ ゲタ・ナラシ対象集落営農　☐ 認定なし
※ゲタ・ナラシに申請される場合は、いずれかに認定されているか認定されることが確実であることが必要です。

> 該当する経営形態、認定状況に☑チェックしてください。

電話番号	※連絡のとれる電話番号を記入してください（携帯可）
	0 1 2 0 － 3 4 5 － 6 7 8 9

> 氏名、住所を記入してください。
> 氏名、住所等が印字されている方は、内容を確認してください。
> 訂正が必要な場合は訂正してください。

> 「新規」又は「変更あり」の方は、振込口座の通帳表紙の裏表の写し等の口座情報が確認できる書類を提出してください。

② 交付申請内容（本年産の交付金及び事業の各項目の申請「する」又は「しない」の☐に✔してください）
※ゲタ・ナラシを申請する方は、裏面（様式第1号B）にも記載欄があります。

交付金名	畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の申請		収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の申請	
本年産の申請	☑ する	☐ しない	☑ する	☐ しない
前年産の申請状況	無		無	

※ ゲタ対策の申請には、数量払と面積払の両方が含まれています。
※ 既に収入保険に加入している個人又は法人は、本年産のナラシの申請はできません。

事業名	水田活用直接支払交付金の申請		
本年産の申請	☑ する	「する」の場合、申請する事業の☐に✔してください。 ☑ 水田活用の直接支払交付金　☐ コメ新市場開拓等促進事業 ☐ 畑作物産地形成促進事業　☐ 畑地化促進事業	☐ しない
前年産の申請状況	無		

※前年産の申請状況は参考です。

> 申請する交付金は「する」に、申請しない交付金は「しない」に☑チェックしてください。

③ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況
（様式第1号の参考「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」をご確認の上、☐に✔してください。）

☑ 過去1年（新規申請者除く）及び今後1年の間、農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産を実施。

> 「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」をご確認の上、☑チェックしてください。

④ 個人情報の取扱い（様式第1号別添1「個人情報の取扱い」をご確認の上、☐に✔してください。）

☑ 経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて、同意する。

> 「個人情報の取扱い」をご確認の上、☑チェックしてください。

	【地域協議会等】	【地方農政局等】

交付申請者管理コード

次に続きます

様式第1号（裏面）

※ゲタ・ナラシ対策の申請者のみ記入

様式第1号B

令和 8 年産

〒

年　月　日

> 該当する項目に☑チェックしてください。
> ①集落営農の構成員に収入保険加入者がいる場合は当該人数を記載ください。
> ②個人・法人の方は営農開始・法人設立からの期間に☑チェックしてください。

> ゲタの申請を「する」に☑チェックをつけた方は、本年に作付けを予定している品目の「あり」に☑チェックしてください。

> 確認事項に☑チェックしてください。

通信欄

⑤ ゲタ・ナラシ申請者各種確認事項（ゲタ・ナラシ申請者が記載）

農地の有効利用の実施状況 ※確認して✔	☑ 現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地がない。	
営農開始・法人等設立からの期間 ※いずれかに✔	☑ 2年以上	☐ 2年未満

【個人又は法人が記載】 ※該当に✔			【集落営農が記載】 ※該当に✔					
収入保険の加入状況	☑ 加入している	☐ 加入していない	収入保険に加入している構成員の有無（「有」の場合、当該構成員の人数）		☑有 （ 10 人）		☐無	
前年の税務申告の状況	☐ 白色申告	☑ 青色申告	前年の税務申告の状況（組織としての状況を記載）	☐ 各構成員が申告（組織として申告なし）	☑	青色申告	☐	白色申告

※営農開始・法人設立からの期間及び前年の税務申告の状況は、ゲタ対策における交付単価の決定及びナラシ対策をはじめとする経営所得安定対策等の将来的な在り方を検討するための重要な情報です。

◆畑作物の直接支払交付金（ゲタ）

⑥ ゲタの申請作物 ※該当に✔

本年産のゲタについて、申請作物を以下のとおり申し出ます。なお、生産予定面積は様式第2号（営農計画書）に記載した該当作物の合計です。

※以下はゲタの対象となりませんのでご注意ください。
種子用の麦・大豆・そば、麦芽原料用（ビール用麦等）、黒大豆、食用植物油脂用以外のなたね

対象畑作物			作付けの有無	作付け「あり」の場合 面積払の収穫後交付を希望
麦	小麦	春まき	☐ あり	☐ する
		秋まき	☑ あり	☐ する
	二条大麦		☐ あり	☐ する
	六条大麦		☐ あり	☐ する
	はだか麦		☐ あり	☐ する
大豆			☑ あり	☐ する
そば			☑ あり	☑ する
なたね			☐ あり	☐ する
てん菜			☐ あり	☐ する
でん粉原料用ばれいしょ			☐ あり	☐ する

※「面積払の収穫後交付を希望」欄は、数量払の交付申請後（収穫量確定後）に面積払を希望する場合、該当作物の「する」に✔してください。

> 作付け「あり」に☑チェックした方で収穫量の確定後に面積払交付金を受けたい方は、「する」に☑チェックしてください。

⑦ ゲタ対策数量払の単価選択 ※いずれかに✔

本年6月末時点の状況を基に、以下の単価で申請します。

☑	免税事業者向け単価	☐	課税事業者向け単価（免税事業者向け単価以外）

※免税事業者向け単価を申請する方は、2年前（2期前）の確定申告書等の提出が必要です。

> ゲタの申請を「する」に☑チェックをつけた方は、課税事業者・免税事業者等の状況をもとに申請する単価のいずれかに☑チェックしてください。なお、<u>インボイス登録事業者は、課税事業者向け単価に☑チェック</u>してください。
> （10ページ参照）

◆収入減少影響緩和交付金（ナラシ）

⑧ ナラシの積立て申出

本年産のナラシについて、本年8月末までに積立金の積立てを行う旨及び対象作物ごとの生産予定面積を以下のとおり申し出ます。

> ナラシの申請を「する」に☑チェックをつけた方は、本年に生産を予定している品目についてその生産予定面積等を記入してください。

対象作物	地域等区分	生産予定面積
米穀		8,025 ㎡
秋期には種する小麦		7,025 ㎡
大豆		4,022 ㎡
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡

※対象作物ごと、地域等区分（地域別・銘柄別）ごとの生産予定面積を記載してください。
※ナラシの対象作物について収入保険に加入している構成員のいる集落営農は、当該構成員の分を除いた生産予定面積を記載してください。

⑨ ナラシ積立金の積立コースの意向選択

※いずれかに✔

以下の減収に対応した積立金を納付予定です。

☐	10%	☑	20%

> ナラシの申請を「する」に☑チェックをつけた方は、積立コースのいずれかに☑チェックしてください。

【地域協議会等】　【地方農政局等】

様式第１号の参考

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート

１　**土づくりの励行** 堆肥等の有機物の施用等による土づくりを励行しました。
２　**適切で効果的・効率的な施肥** 作物特性や都道府県の施肥基準、土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量及び施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行いました。
３　**効果的・効率的で適正な防除** 病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合には、必要に応じて農薬の使用その他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行しました。農薬の使用及び保管は、関係法令に基づき適正に行いました。
４　**廃棄物の抑制と適正な処理・利用** 作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物について、その削減に努めるとともに関係法令に基づき適正な処理を行いました。また、作物残さ等の有機物について利用及び適正な処理に努めました。
５　**エネルギーの節減** 省エネルギーを意識し、ハウスの加温、穀類の乾燥等施設・機械等の使用及び導入に際して、不必要・非効率的なエネルギーの消費をしないよう努めました。
６　**新たな知見・情報の収集** 作物の生産に伴う環境に対する影響等に関して新たな知見及び適切な対処に必要な情報の収集に努めました。
７　**生産に係る情報の保存** 生産活動の内容が確認できるよう、肥料、農薬の保管・使用状況及び農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況に係る記録を保存しました。
８　**安全な農作業の実施** 農機・車両の適切な整備・管理を行い、安全な農作業の実施に努めました。

チェック欄

☐　過去１年間の農業生産の実施状況について、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第37号）の趣旨を理解し、関係法令を遵守して、以上の取組を実践しました。

①　農業者自らが実施状況を点検してください。

②　都道府県が、点検シートと同等以上の内容を含む様式を独自に定めている場合において、その様式を用いて農業者が既に同様に点検を適切に行っているときは、その様式の提出をもって、本チェック欄への✓に代えることができます。

（　公　印　省　略　）
７兵農活協（水）第29号
令和７年１２月５日

各地域農業再生協議会長　様

兵庫県農業活性化協議会
会長　　福本　博之

令和８年産米の市町別の生産目安の提供及びその活用について

平素は、本県農業の活性化につきまして格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
令和８年産の市町別の生産目安につきましては、国から提示された需給見通し、本県における令和７年産の主食用米生産量、県産米の需給動向、各地域協議会に対して実施した作付けに関する意向調査の結果、農地の利用状況及び他作物の作付状況を総合的に勘案した上で、下記のとおり算定しましたので、情報提供いたします。
この情報の貴地域における活用方法については、地域の実情を踏まえ、数値を加減等調整して集落単位で提供するなど御判断いただき、貴地域での需要に応じた主食用米生産につなげていただくよう、よろしくお願いします。

記

1　令和8年産市町別主食用米の生産目安
別紙のとおり

猪名川協議会 15 号
7.12.-5
猪名川町地域農業再生協議会

【別紙】

令和8年産主食用米の生産目安 （全体数量及び面積換算値）

【算定の考え方】

令和8年産主食用米の生産目安は、生産者の経営の安定を図るとともに、主食用米の需要に応じた生産を推進するための作付判断の材料となるよう、「兵庫県内の主食用米における生産目安算定・提供方針」に基づき、以下のとおり算定しました。

(1)国の基本指針※1では、令和8年産主食用米等生産量の見通しを、711 万 t(令和7年産:748 万 t)として設定されました。このうち、本県相当分(酒造好適米を除く。)は、過去の主食用米の収穫量の実績等から、148,196t と推計しています。この推計値を踏まえつつ、

(2)本県における令和7年産主用米生産量が、前年産から 7,689t 増の 147,653t で、同年産生産目安(150,000t)と同水準となったこと、

(3)需要に応じた生産に向けては、水田収益力強化ビジョン※2に基づき、非主食用米や麦・大豆等の転換作物の生産に配慮する必要があること、

(4)県産主食用米に対して県内集荷業者からの堅調な需要があること等と併せて、

(5)県内各地域協議会の意向等を考慮し、

総合的に判断して、令和8年産生産目安は、令和7年産生産量と同程度で、令和7年産生産目安と同水準である 150,000t と算定しました。

※1 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(令和 7 年 10 月 31 日公表)
※2 地域の特色ある魅力的な産品の産地を創造するための作物生産の設計図となるもの

【県全体目安】　主食用米の生産目安　150,000 玄米トン
（同面積換算値）　30,242 ha

【市町別目安】

市町名	令和８年産市町別主食用米の生産目安	
	玄米トン	面積換算値 ha
神戸市	9,656	1,905
尼崎市	165	35
西宮市	277	59
芦屋市	4	1
伊丹市	176	36
宝塚市	787	163
川西市	212	43
三田市	4,724	947
猪名川町	834	173
明石市	1,411	274
加古川市	5,460	1,038
高砂市	527	103
稲美町	4,080	786

市町名	令和８年産市町別主食用米の生産目安	
	玄米トン	面積換算値 ha
播磨町	102	20
西脇市	1,405	291
三木市	3,069	642
小野市	4,776	931
加西市	8,032	1,566
加東市	3,576	721
多可町	2,185	473
姫路市	9,006	1,794
神河町	1,556	336
市川町	1,779	368
福崎町	1,696	337
相生市	860	169
赤穂市	1,963	382
上郡町	2,006	400

市町名	令和８年産市町別主食用米の生産目安	
	玄米トン	面積換算値 ha
佐用町	3,392	695
たつの市	6,257	1,201
宍粟市	4,286	902
太子町	940	182
豊岡市	12,769	2,559
香美町	2,290	478
新温泉町	2,430	502
養父市	3,222	663
朝来市	4,500	911
丹波篠山市	11,299	2,311
丹波市	13,000	2,754
洲本市	3,812	749
南あわじ市	7,289	1,452
淡路市	4,429	877

※1 基準単収の変動による影響や令和7年産生産量等を考慮して補正しています。
※2 端数処理しているため、各市町の数値の合計と県全体数値は一致しません。

令和8年産米の集落別の作付予定面積調査結果一覧表

予定数量	821 t
予定面積	170.3 ha
基準単収	482 kg/10a

生産目安	834 t
面積換算	173.0 ha
基準単収	482 kg/10a

猪名川町地域農業再生協議会

集落番号	集落名	水田面積	令和8年産米の需要量の関する情報								<参考>令和7年産米の作付状況				
			作付予定面積												
			水　稲						そば		水稲				そば
			主食用米	7年産との比較	新規需要米	加工米	予定数量			7年産との比較	作付目標面積	主食作付面積	その他水稲	作付率	作付面積
		(a)	(a)		(a)	(a)	(玄米kg)	(30kg/袋)	(a)		① (a)	② (a)		②/①	(a)
1	原	1,210.9	613.2	12.3	0.0	0.0	29,554	985	24.2	▲ 25.8	503.7	600.9		119.3	50.0
2	内馬場	686.7	223.1	▲ 6.4	0.0	0.0	10,751	358	7.0	0.0	239.9	229.5		95.6	7.0
3	民田	756.1	506.0	63.9	0.0	0.0	24,391	813	0.0	▲ 21.8	463.9	442.1		95.3	21.8
4	上阿古谷	2,452.9	1,195.7	1.5	0.0	0.0	57,634	1,921	34.5	▲ 13.9	1,217.5	1,194.3		98.1	48.5
5	下阿古谷	1,038.3	625.3	3.2	0.0	0.0	30,137	1,005	28.2	11.2	612.5	622.1		101.6	17.1
6	北田原	1,088.3	443.1	▲ 9.3	9.4	0.0	21,358	712	0.0	0.0	448.8	452.4		100.8	0.0
7	南田原	1,129.5	452.4	▲ 9.5	0.0	0.0	21,803	727	33.3	0.0	446.2	461.9		103.5	33.3
8	北野	262.1	147.5	0.0	0.0	0.0	7,108	237	0.0	0.0	147.5	147.5		100.0	0.0
9	紫合	1,967.6	987.2	▲ 17.3	0.0	0.0	47,581	1,586	57.8	23.3	894.9	1,004.4		112.2	34.5
10	柏梨田	451.6	144.1	▲ 14.4	0.0	0.0	6,945	232	12.3	▲ 13.2	149.8	158.5		105.8	25.5
11	上野	819.1	345.5	▲ 18.6	0.0	0.0	16,655	555	56.9	0.0	353.5	364.1		103.0	56.9
12	広根	1,236.9	658.1	2.0	0.0	0.0	31,722	1,057	7.3	0.0	692.0	656.2		94.8	7.3
13	銀山	148.4	56.9	0.0	0.0	0.0	2,744	91	0.0	0.0	56.9	56.9		100.0	0.0
14	猪渕	358.8	94.6	0.0	0.0	0.0	4,558	152	58.1	0.0	104.1	94.6		90.8	58.1
15	肝川	742.4	416.8	5.0	0.0	0.0	20,087	670	0.0	0.0	416.8	411.8		98.8	0.0
16	差組	410.4	216.1	3.2	0.0	0.0	10,415	347	0.0	0.0	201.7	212.9		105.6	0.0
17	万善	718.8	248.8	106.4	0.0	0.0	11,990	400	26.1	▲ 13.3	103.2	142.4		138.0	39.4
18	槻並	3,857.2	1,788.2	48.6	0.0	0.0	86,192	2,873	211.5	47.4	1,828.6	1,739.7		95.1	164.1
19	木津上	1,261.9	407.6	0.0	0.0	0.0	19,647	655	56.6	0.5	418.4	407.6		97.4	56.1
20	木津	539.0	336.4	0.0	0.0	0.0	16,213	540	0.0	0.0	307.7	336.4		109.3	0.0
21	木間生	528.0	270.6	▲ 3.7	0.0	0.0	13,043	435	15.3	15.3	274.3	274.3		100.0	0.0
22	杤原	1,164.7	491.0	▲ 24.9	0.0	0.0	23,667	789	0.0	0.0	519.9	515.9		99.2	0.0
23	林田	504.2	88.7	0.0	0.0	0.0	4,277	143	0.0	0.0	88.7	88.7		100.0	0.0
24	笹尾	1,643.2	1,029.0	11.3	0.0	0.0	49,599	1,653	100.2	▲ 66.2	845.7	1,017.7		120.3	166.4
25	清水	757.0	332.1	0.0	0.0	0.0	16,006	534	0.0	0.0	394.9	332.1		84.1	0.0
26	清水東	1,040.8	565.2	0.0	0.0	0.0	27,243	908	37.1	0.0	526.5	565.2		107.3	37.1
27	仁頂寺	319.6	128.9	0.0	0.0	0.0	6,213	207	0.0	0.0	131.2	128.9		98.3	0.0
28	島	507.0	306.4	3.2	0.0	0.0	14,766	492	14.9	0.0	238.9	303.2		126.9	14.9
29	鎌倉	901.4	554.6	14.7	0.0	0.0	26,732	891	0.0	0.0	454.5	539.9		118.8	0.0
30	杉生	1,223.5	596.5	▲ 1.4	0.0	0.0	28,749	958	0.0	0.0	527.7	597.8		113.3	0.0
31	西畑	803.1	492.3	0.0	0.0	0.0	23,727	791	133.7	0.0	457.4	492.3		107.6	133.7
32	柏原	3,531.2	1,195.8	▲ 43.1	0.0	0.0	57,637	1,921	248.7	0.0	1,106.3	1,238.9		112.0	248.7
33	農会外	3,214.3	1,073.6	316.6	0.0	0.0	51,746	1,725	8.2	1.0	709.9	757.0		106.6	7.2
	合　計	37,274.7	17,030.9	443.3	9.4	0.0	820,890	27,363	1,171.8	▲ 55.8	15,883.5	16,587.6	0.0	104.4%	1,227.5

※ 四捨五入により計算の値が一致していない場合もある。▲はマイナス

※ 袋数は、集落の生産数量目標を30kgで割った数値で、少数点以下は四捨五入している。

令和8年産主食用米の生産目安　参考情報

兵庫県農業活性化協議会作成

1　全国の米の需要動向（令和7年10月開催「食料・農業・農村政策審議会食糧部会　資料）より）

・1人あたり消費量は、直近5年ではマイナス・トレンドとなっていない。
・直近の需要動向の反映のため、直近5年の平均値と最大値を持って設定。
・その上で、人口推計やインバウンド需要を考慮して幅を持って設定。

一人当たり消費量（インバウンド需要除く）		令和8年人口（推計値）		令和8/9年需要量（インバウンド需要除く）		令和8/9年インバウンド需要量（試算）		令和8/9年需要量【精米ベース】		令和8/9年需要量【玄米ベース】
50．2kg/人	×	122,569千人	＝	615．0万トン	＋	6．6万トン	＝	621．6万トン	／0.896 玄米換算	694．1万トン
～				～				～		～
50．8kg/人	×	122,569千人	＝	623．0万トン	＋	6．6万トン	＝	629．6万トン	／0.886 玄米換算	710．7万トン

2　全国の令和8/9年の需給見通し（令和7年 10 月「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」より）

令和8/9年主食用米等需要量は 694～711 万トンと見通され、令和8年産主食用米等生産量の見通しは、需要量の上位値である 711 万トン※に設定。結果、令和8年6月末の民間在庫量は、215～229 万トンと見通されている。
※備蓄米買戻し予定数量 21 万トンを除く。

			玄米ベース（万トン(玄米)）	精米ベース（万トン(精米)）
令和8／9年	令和８年６月末民間在庫量	H	215～229	191～205
	令和８年産主食用米等生産量	I	711	630～637
	令和８／９年主食用米等供給量計	J＝H＋I	926～939	821～841
	令和８／９年主食用米等需要量	K	694～711	622～630
	令和９年６月末民間在庫量	L＝J－K	215～245	191～220

3　米の6月末在庫状況（令和7年10月「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」より）

「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(令和7年 10 月農林水産省)」より、6 月末時点の民間在庫の推移(全国・兵庫県)は以下のとおり。
全国では昨年と概ね同水準である一方、兵庫県では前年より大幅に減少した。

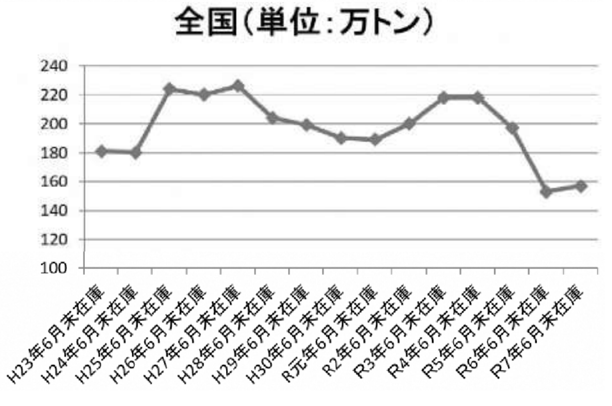

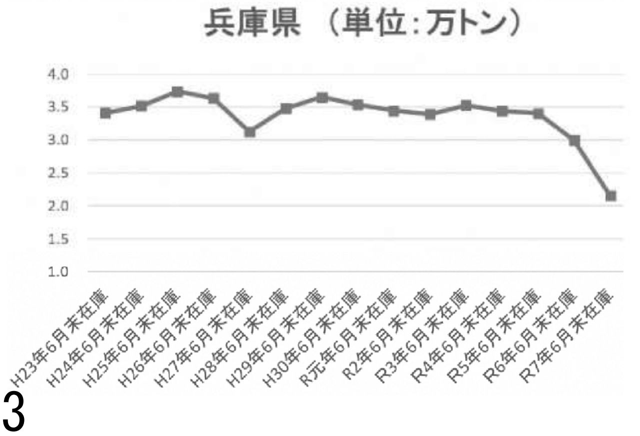

4　米の価格動向（全銘柄平均と県産米との出荷業者と卸売業者との間での相対取引価格の比較）

平成 25 年～令和7年産の米の相対取引価格の推移は以下のとおり。
令和7年産米の9月～10 月の相対取引価格は、概算金が昨年より3割から7割程度高い価格で設定されていることなどから、全銘柄平均で約 37,000 円/60kg で取引されている。

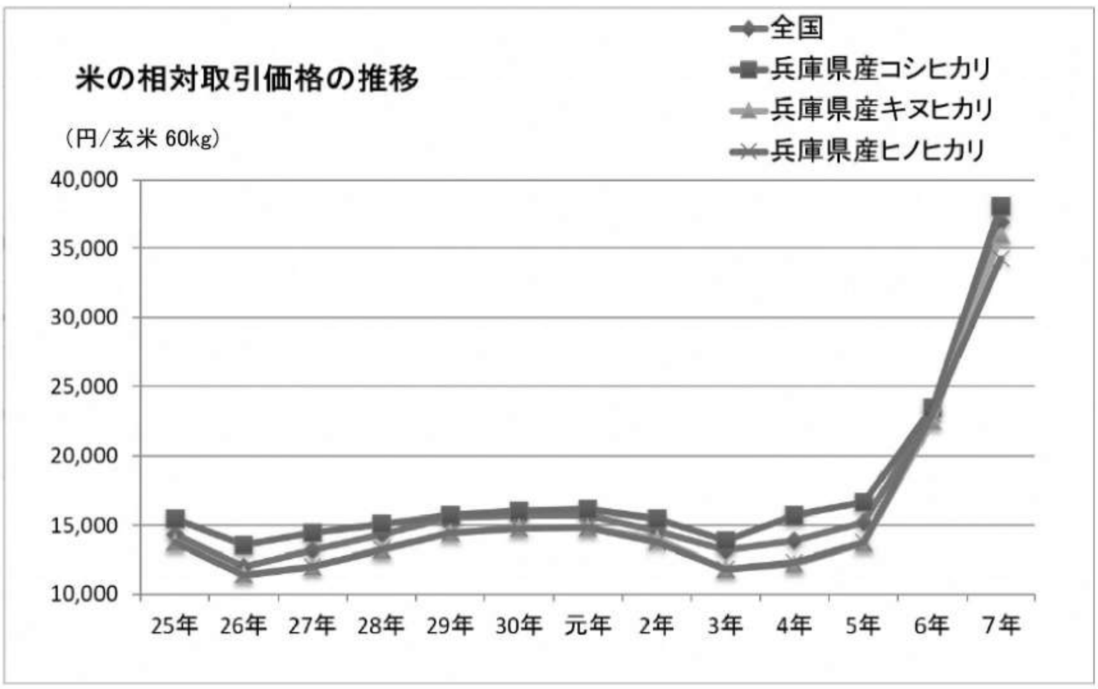

※ 7年産の価格は、出回り～7年 10 月の平均価格。　【出典：米に関するマンスリーレポート 11 月号(農林水産省作成・公表)】

◇兵庫県農業活性化協議会では、令和8年産米の作付判断の参考としていただけるよう、主食用米の生産目安と併せて、米の生産をめぐる国・県の情報を提供しております。地域の関係者や生産者の皆様には、これらの情勢を注視しながら、最寄りのJAや集荷業者等と早めに御相談いただき、売り先・行き先を確保した米の生産に取り組んでいただきますようお願いいたします。

令和8年産酒造好適米 参考情報

兵庫県農業活性化協議会作成

1 全国の酒造好適米の需給見通し（日本酒原料米をめぐる状況（令和7年11月）より）

- 令和7年8月に実施した需要量調査によると、令和7年産の全体需要量（推計値）は75～77千トン程度、令和8年産の全体需要量（推計値）は78～80千トン程度と見込まれる。
- 令和8年産については、各産地において、今後、全体需要量が変動する場合があることに留意するとともに、引き続き需要に応じた生産に取り組むことが重要。

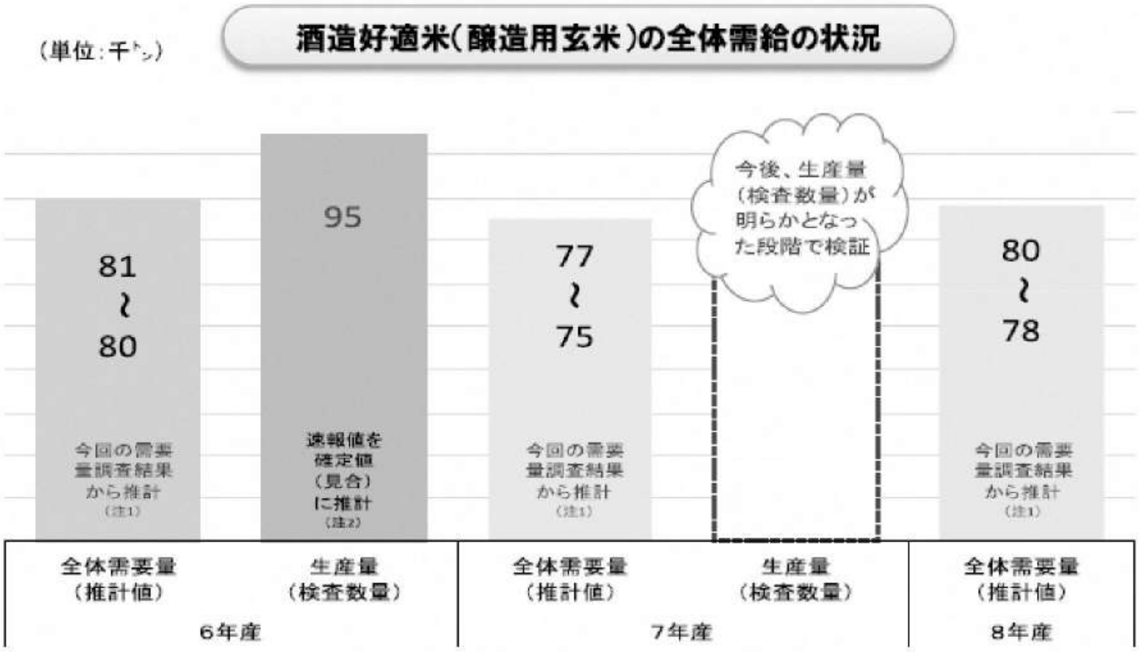

注1：各年産の全体需要量（今回推計値）は、今回の需要量調査の数量ベース回答率が、令和5年産酒造好適米の全体需要量（79～81千ﾄﾝ）と今回調査の令和5年産の需要量（約59千ﾄﾝ）から約73～74%と推計されるため、各年産の今回調査結果の需要量を当該割合で除することにより算出。

注2：生産量は、農産物検査数量（醸造用玄米）の値。ただし、令和6年産は、令和7年3月31日現在の速報値を直近3カ年の3月31日現在の農産物検査の進捗率により確定値見合いに推計。

2 産地別の需要量調査結果（日本酒原料米をめぐる状況（令和7年 11 月）より）

- 令和8年産の兵庫県産山田錦の兵庫県産酒造好適米の需要量（見込）は、前年と同程度（11,372トン）となっている。

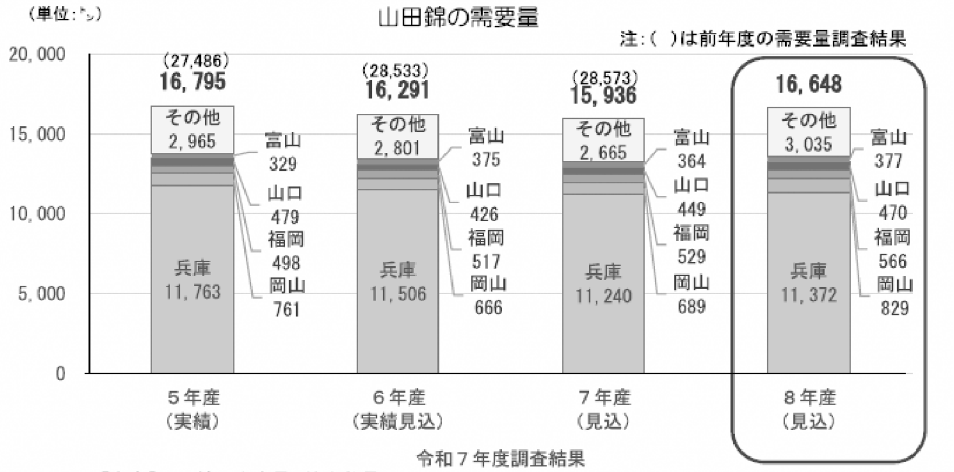

【参考】山田錦の生産量（検査数量）
5年産 34,608　6年産（推計値） 33,952

【その他参考情報】

○ 令和6年産酒造好適米の生産状況（日本酒原料米をめぐる状況（令和7年11月）より）

●令和6年産酒造好適米の生産量は、約9．5万トンとなっており、このうち、兵庫、新潟、岡山、長野、秋田の5県で約6割を占めている。

●酒造好適米の中でも、特に「山田錦」は全国の酒造メーカーからのニーズが多く、兵庫県は全生産量の 54%を占めている。

酒造好適米の産地別生産量の推移

（単位：トン）

	令和元年産	2年産	3年産	4年産	5年産	6年産	シェア
全国計	96,454	85,179	74,756	79,472	91,630	94,539	100%
兵　庫	25,766	22,338	20,940	22,202	25,260	24,795	26%
新　潟	12,000	11,223	8,855	10,409	11,508	11,221	12%
岡　山	5,704	4,029	4,620	5,044	6,443	6,337	7%
長　野	5,962	4,982	3,539	3,422	4,674	5,306	6%
秋　田	5,010	4,613	3,964	3,667	3,927	4,309	5%
その他	42,012	37,995	32,838	34,727	39,819	42,572	45%

令和６年産酒造好適米の主要銘柄の生産状況

【山田錦】

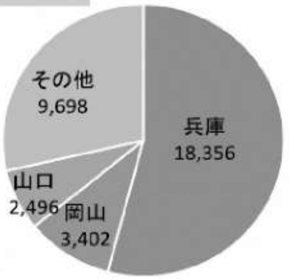

（単位：トン）

	6年産	シェア
兵庫	18,356	54%
岡山	3,402	10%
山口	2,496	7%
その他	9,698	29%

○ 日本酒の出荷状況（日本酒原料米をめぐる状況（令和7年11月）より）

●日本酒の国内出荷量については、減少傾向で推移。

●令和7年（1-8 月）においては、特定名称酒が対前年同期比▲1%、一般酒が対前年同期比▲3%と減少しており、日本酒全体としても、対前年同期比▲2%と減少。

●輸出については、海外での日本食ブーム等を背景に増加傾向で推移。令和6年における日本酒の輸出先国は 80 か国で、このうち、アメリカ、中国、韓国、台湾、香港の 5 か国・地域で数量及び金額の7割～8割を占めている。

日本酒の国内出荷量の推移

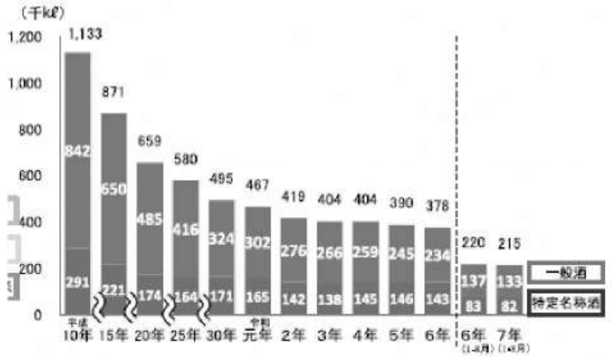

資料：日本酒造組合中央会調べ。年は暦年。令和6年は概算値。石川県のデータが令和5年12月以降一部未集計。

日本酒の輸出量の推移

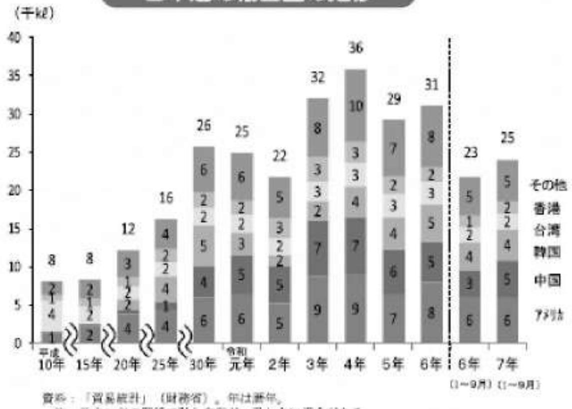

資料：「貿易統計」（財務省）。年は暦年。
注：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

◇ 兵庫県農業活性化協議会では、令和 8 年産酒造好適米の作付判断の参考としていただけるよう、国の需要量調査の結果等を基に、参考情報を提供しております。

なお、酒造好適米の生産については、酒造メーカーとの全量契約栽培が基本となりますので、地域の関係者や生産者の皆様には、これらの情勢を注視しながら、最寄りのJAや集荷業者等に早めに需要の動向を御確認いただき、売り先・行き先を確保したうえで取り組んでいただきますようお願いいたします。

令和8年産の業務用米・加工用米等の契約栽培等出荷相談先リスト

用途	取扱業者	取扱 地域	対象 品種	各種取引条件 生産条件等	各種取引条件 価格条件等	各種取引条件 その他取引条件等	各種取引条件 最低取扱数量	相談先・連絡先・所在地・担当者名 (電話、ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ)		契約相談 期間
業務用米	藤本糧穀(株)	全域	水稲うるち全般	指定なし	別途相談	玄米	指定なし	藤本糧穀(株) Tel 0795-22-7031 f-ryoukoku-ichi@comet.ocn.ne.jp	西脇	随時
業務用米	但馬米穀㈱	全域	指定なし	指定なし	別途相談	指定なし	指定なし	但馬米穀㈱・兵庫県豊岡市 0796-22-2131 、t.kuroda@tanbei.co.jp	豊岡	随時
業務用米	大西産業(株)	全域	コシヒカリ キヌヒカリ 山田錦	指定なし	別途相談	別途相談	別途相談	大西産業株式会社 Tel 078-951-2525(大西) info@clover2288.com	神戸	随時
業務用米	(株)こうせつ・たなか	県南(加東・三木・三田・今田・西脇)	ヒノヒカリ・キヌヒカリ きぬむすめ 等	指定なし	別途相談	指定なし	別途相談	0795-47-0033	加東	令和8年 10月末
業務用米 (外食業者向け)	(株)フジタ精米人	全域	とうごう、ヒノヒカリ、きぬむすめ、キヌヒカリ 等	指定なし	別途相談	指定なし	1経営体あたり 100袋以上	0794-66-7321	小野	随時
米菓用	株式会社神明	全域	はりまもち、マンゲツモチ、ヤマフクモチ	指定なし	別途相談	別途相談	1経営体あたり 10t以上	株式会社神明(担当:中村) TEL:078-371-4701 FAX:078-371-4741 E-mail:nakamura-kyouhei@akafuji.co.jp	神戸	令和8年 6月
米菓用	(株)フジタ精米人	全域	もち米(品種指定なし)	指定なし	別途相談	指定なし	1経営体あたり 100袋以上	0794-66-7321	小野	随時
加工用米	但馬米穀㈱	全域	指定なし	指定なし	別途相談	指定なし	指定なし	但馬米穀㈱・兵庫県豊岡市 0796-22-2133 、t.kuroda@tanbei.co.jp	豊岡	随時
加工用米	株式会社神明	全域	コシヒカリ、 B銘柄(キヌヒカリ、ヒノヒカリ等)	指定なし	別途相談	別途相談	1経営体あたり 10t以上	株式会社神明(担当:中村) TEL:078-371-4701 FAX:078-371-4741 E-mail:nakamura-kyouhei@akafuji.co.jp	神戸	令和8年 6月

※1 上記リストは、令和8年産米についての内容です。

※2 当リストに掲載されている内容については、令和7年11月9日現在で取扱業者から提供いただいた情報に基づき記載しております。
具体的な取引条件等につきましては、双方で調整・決定いただくこととなりますので、その旨御理解願います。

※3 取引の内容や結果に関し、当協議会はその責任を負いかねますので御留意ください。

令和8年産の飼料用米・WCS用稲の契約栽培等出荷相談先リスト

用途	取扱業者	取扱地域	対象品種	各種取引条件 出荷形態	価格条件等	その他取引条件等	最低取扱数量	相談先・連絡先・所在地・担当者名（電話、メールアドレス）		契約相談期間
飼料用米	株式会社藤橋商店	全域	指定なし	もみ	別途相談	別途相談	別途相談	株式会社藤橋商店（担当：大前） 携帯:080-3134-5214 TEL:079-268-9535 mail:oomae_r@fsm.jp	姫路	令和8年5月まで
飼料用米	高砂飼料工業(株)	全域	指定なし	もみ	別途相談	生産者が工場へ持込する	なし	高砂飼料工業(株) 担当 森 TEL 0790-48-2234(代) FAX 0790-48-4183 Eメール tsk@violin.ocn.ne.jp	加西	令和8年4月～5月
飼料用米	ハニューファーム(株)	加西市	指定なし	もみ	別途相談	近隣 引取可能	別途相談	ハニューファーム株式会社 （小谷）TEL 0790-46-1555 FAX 0790-46-0975	加西	随時
飼料用米	農事組合法人アイガモの谷口	全域	指定なし	玄米	別途相談	別途相談	別途相談	農事組合法人アイガモの谷口 TEL 0796-82-4660 Info@organic-farm.co.jp	新温泉	随時
飼料用米	株式会社神明	全域	指定なし	玄米	別途相談	別途相談	別途相談	株式会社神明（担当：中村） TEL:078-371-4701 FAX:078-371-4741 E-mail:nakamura-kyouhei@akafuji.co.jp	神戸	令和9年3月まで
飼料用米	福栄肥料株式会社	全域	指定なし	玄米	別途相談	別途相談	約10t以上	福栄肥料株式会社（担当:松岡） TEL:06-6412-5251 FAX:06-6413-1333	尼崎	随時
飼料用米	明光商事㈱	全域	指定なし	指定なし	別途相談	別途相談	別途相談	明光商事㈱（担当：中村） TEL:078-842-1121 FAX:078-842-1364 E-mail：k-nakabayashi@meiko-shoji.co.jp	神戸	随時
WCS用稲	株式会社近藤榮一商店	全域	指定なし	別途相談	別途相談	別途相談	別途相談	㈱近藤榮一商店（担当：若林） 080-8339-7437 info@kes-jpn.com	丹波	随時
WCS用稲	㈱JP MEGA FARM	全域	指定なし	別途相談	別途相談	別途相談	別途相談	TEL:090-4901-9602 mega@jpmegafarm.com	三田	随時

※1　上記リストは、令和8年産米についての内容です。

※2　当リストに掲載されている内容については、令和7年11月９日現在で取扱業者から提供いただいた情報に基づき記載しております。
　　具体的な取引条件等につきましては、双方で調整・決定いただくこととなりますので、その旨御理解願います。

※3　取引の内容や結果に関し、当協議会はその責任を負いかねますので御留意ください。

野帳の記入について

（水稲生産実施計画書及び営農計画書兼水稲共済細目書異動申告票）

※　記入例を添付しております。
※　営農計画書は経営所得安定対策における確認書類としても使用します。
※　国の実施要綱に基づき水張面積を算出しております。本地面積欄の上段( )内の数値が耕地面積、下段が水張面積となります。

■記入の手順■

1．印字されている「住所」「氏名」「地名・地番」等を確認してください。
※　営農計画書には、令和７年度の営農計画書の実績が印字されています。

2．令和８年度の営農計画を記入してください。

（1）水稲の場合

①【水稲作付（申込）面積】欄に面積を記入してください。
※【本地面積】欄の下段の数値が水張面積となりますのでご注意ください。

②【水稲品種名】欄に品種名を記入してください。

（2）野菜等を作付する場合

①【転作等の面積】欄に面積を記入してください。
※【本地面積】欄の下段の数値が水張面積となりますのでご注意ください。

②【転作等作物名】欄に作付する品目を記入してください。

※1　複数の品目（野菜）を作付する場合、主な作物１種類のみを記入してください（出荷する場合は、出荷作物名を記入してください)。

※『大豆』は、未熟豆（枝豆）と成熟豆（大豆）で交付対象事業が異なります。枝豆は野菜として、大豆は戦略作物及び畑作物として扱われるため、区別して記入してください。 　また、黒大豆又は白大豆のいずれかも区別して記入してください。

※2　「黒枝豆（早生）とそば」「黒枝豆（早生）とブロッコリー」による二毛作を行われる方は、基幹作「そば」又は「ブロッコリー」を【転作等作物名】欄に記載し、二毛作「黒枝豆（早生）」を【裏作物】欄に記載してください。

③出荷する場合、【出荷販売目的】欄に○を付けてください。

（3）新規需要米・加工用米等を作付する場合

①【転作等の面積】欄に面積を記入してください。

②【転作等作物名】欄に作付する品目及び品種名を記入してください。

（4）調整水田又は保全管理の場合

①【転作等の面積】欄に面積を記入してください。

②【転作等作物名】欄に「調整水田」又は「保全管理」と記入してください。
※調整水田は水張して水稲を作付しない水田、又は、分筆をして作付しない水田面積を指し、保全管理は作付をせず草刈等の管理のみをする圃場を指します。

３．４部複写になっています。切り離さず、農家控えも含め ４枚すべてを提出 してください。

■留意事項■

① 印字されている「住所」「氏名」「地名・地番」等が間違っている場合は、記入例のように訂正してください（実際の耕作者を記入してください)。
※記載の名前が経営所得安定対策交付金の交付申請対象者となります。

② 「面積」は、アール以下２桁（例：１．５０ａ）で記入してください。
１町＝１００ａ ・ １反＝１０ａ ・ １畝＝１ａ

③ 「水稲品種名又は転作等作物名」には**具体的な品種名又は作物名**を記入してください。
複数品目を作付されている場合は主な作物を記入してください。
・出荷する場合 → 出荷作物名を記入してください。
・出荷しない場合 → 主に栽培される作物名を記入してください。

※大豆：未熟豆（枝豆）と成熟豆（大豆）で交付対象事業が異なります。
枝豆は野菜として、大豆は戦略作物及び畑作物として扱われるため、区別して記入してください。また、黒大豆又は白大豆のいずれかも区別して記入してください。
※やむを得ず作付できない場合は、調整水田、保全管理とご記入ください。

④ **出荷販売する場合は、必ず「出荷販売目的」に“○”を記入**してください。
◆ 経営所得安定対策交付金を申請される農家は、必ずほ場ごとに「出荷販売目的」を記入してください。出荷される場合は『○』、出荷されない場合は未記入となります。
◆ 経営所得安定対策では、出荷が交付要件となっています。そのため、**「出荷販売目的」に○を記入されたほ場だけが、交付金の対象となります**。
○が記入されていないほ場は、出荷していないということになり、経営所得安定対策交付金の対象になりません。
◆ 経営所得安定対策交付金を受けるには、**出荷販売伝票、売り上げ伝票などが必要**になります。出荷販売伝票等を確認できない場合は、交付金が支払われないことがあります。

⑤ １枚の農地で異なる作物を作付けする場合（「上記分筆」と記入）は、**それぞれの作物名と面積を記入してください。**
なお、 **水稲、そば、大豆、枝豆以外に転作作物を作付けする場合は、主要な作物名（出荷する場合は、出荷作物名）を記入**してください。

■農地の権利の異動等について■

① 農地法による許可を受けて、所有権移転をした場合（売買・贈与等）
（ア）譲渡人は、譲受け相手先 および 許可年月日を記入
（イ）譲受人は、譲渡し相手先 および 許可年月日を記入

② 農地法による許可又は届出によって農地転用をした場合（住宅・倉庫等）
許可または、届出受理年月日を記入

③ 公共事業によって買収された場合（道路・河川等）
契約年月日を記入

④ 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(農地の貸し手・借り手の申し出によって利用権の設定・移転計画をとりまとめるもの)で、農業委員会の決定を経て公告することにより農地の貸し借りを行っている場合
届出年月日を記入

＊ 営農計画書は、猪名川町に住所を定めている農家が対象です。町外にお住まいの人は、居住地で営農計画書を提出することになります。
＊ 農地の貸し借りには届出が必要です。
＊ 農地利用権移動・地籍の面積等の変更について情報提供してもらい、修正しています。

令和７年度より、５年水張り要件が以下のとおり見直しされております。
・令和９年度以降、５年水張り要件を求めない。
・令和７年度・８年度に連作障害を回避する取組を実施した場合、水張りをしなくても交付対象とする。

＜連作障害を回避する取組＞
①土壌改良資材・有機物（堆肥・もみ殻等を含む）の施用
②土壌に係る薬剤の散布
③後作緑肥の作付け
④病害虫抵抗性品種の作付け
⑤地域農業再生協議会が連作障害を回避する取組であると判断する取組（輪作）

詳細につきましては、別添のチラシをご覧ください。

＜問合せ先＞
猪名川町地域振興部農業環境課
（農政担当　田中）
TEL　７６６－８７０９

令和8年度（2026）
水稲生産実施計画書及び…

営農計画書 ～記入例～

集落名	
住所	川辺郡猪名川町上野~~字北畑１１－１~~南畑3
電話番号	072-766-0001
氏名	猪名川 ~~太郎~~ 次郎
経営所得安定対策等交付金の申請	(有)・無

青色申告（農業所得用）を行っている	
白色申告（農業所得用）を行っている	○

水稲共済に加入しない	

※○印が無い場合は、水稲共済に加入するものとみなします。

生産予定面積：小麦 / 二条大麦 / 六条大麦 / はだか麦 / 大豆 / そば / なたね（a ㎡）

配分基準単収（加重平均） kg/10a ／ 生産目安数量 kg ／ 本年産の水稲生産目安等 面積換算値 ha a

農業者記載欄

耕地番号	分筆番号	地名・地番	本地面積 (a)	前年作付状況 (a)	水稲作付最終年	交付対象農地区分	水稲作付（申込）面積 (a)	転作等の面積 (a)	転作等作物名又は水稲品種名	出荷販売目的	収穫の有無（牧草の播種の有無）	収量等級	作期	作業受託該当	多収品種／耕畜連携	転換年月／植栽年月	直播／減収%	裏作物 作物等名・面積	転作等実施状況 作物等名・面積	コメ新市場開拓等促進事業対象	畑地化事業（要望○）	定着促進支援開始年
1		キタハタ　1	(12 84) 11 72	コシヒカリ 11 72	2023		11 72		コシヒカリ													
2		キタハタ　4－5	(5 97) 5 45	たまねぎ 5 45	2025			5 45	きゅうり	○												
3		ミナミハタ　3	(7 58) 6 92	えだまめ（黒大豆） 3 92				3 92	枝豆(黒)	○												
		（上記分筆）	(7 58) 6 92	トマト 3 00				3 00	大豆(黒)	○												
4		ミナミハタ　7	(23 29) 21 25	自己保全管理 21 25				21 25	ぶどう	○						R6						
5		ヒガシハタ　1	(9 44) 8 61	8 61				8 61	コシヒカリ													
6		ヒガシハタ　2	(8 06) 7 36	そば 7 36				7 36	そば	○								黒枝豆（早生） 7 36				
7		ヒガシハタ　3	(6 28) 5 73	5 73				5 73	保全管理													

出荷販売契約数量 kg（うち3年以上契約 kg）／ 生産予定面積 a ㎡

令和元年度から水稲共済への加入が任意となっております。**加入しない場合は○を記入して**ください。記入がない場合は、加入と見なします。

課税申告状況を記載してください。

大豆（白・黒）と枝豆（白・黒）は区別

複数の野菜を作付する場合、主な作物１種類のみを記入してください。
例）春にトマト、キュウリ、秋にダイコン・ハクサイを植える計画の場合、「トマト」のみ書く。
ただし、黒枝豆、未成熟とうもろこし、ブロッコリーは交付金額が異なるため、面積を分けて記載してください。

【注１】
出荷販売される場合は【出荷販売目的】欄に必ず『○』を記入してください。
（経営所得経営対策の申請が可能です。）
【注２】
「枝豆(白)（黒）」と「大豆（白）（黒）」は交付単価が異なります。面積を分けて記載してください。

作付等の計画がなく、草刈等の管理のみをする場合は、「保全管理」と記入してください。

「黒枝豆（早生）とそば」「黒枝豆（早生）とブロッコリー」の二毛作を検討される方は、こちらに「黒枝豆（早生）」の作付面積を記載してください。

令和７年度の実績が印字されています。
圃場の地番・地名を確認し、令和８年度の計画（黒枠内）を必ず記入してください。
※　修正・追加の圃場がある場合は、【裏面①移動に伴う修正】を確認して追加で記入してください。
※　本地面積の上段（）内の面積は登記面積となります。

①農地の異動に伴う修正、②経営所得安定対策に関する記入については、次頁を確認してください。

①農地の異動に伴う修正記入

耕地番号	分筆番号	地名・地番	本地面積 a	前年作付状況 a	水張り(最終水稲作付年)	交付対象農地区分	水稲作付(申込)面積	転作等の面積 a	転作等作物名又は水稲品種名
1		R7.9.21許可 中谷一郎へ所有権移転 ~~キタハタ 1~~	~~(12 53)~~ ~~11 43~~	~~コシヒカリ~~ ~~11 43~~					
2		R7.12.22許可 農地転用(農業用倉庫) ~~キタハタ 4－5~~	~~(8 06)~~ ~~7 36~~	~~とまと~~ ~~7 36~~					
3		R8. 2.20 六瀬花子から利用集積 ミナミハタ 7	(4 01) 3 66					3 66	トマト
4		R8. 1.15 六瀬春子より所有権移転 ヒガシハタ 1	(14 14) 12 90				10 00	2 90	ヒノヒカリ なす

（１）ほかの農業者へ農用地利用権を移した場合

→　令和７年度の実績に基づき記載されています。
該当圃場を取り消し線で消し、移転先の農業者名、異動日を記載してください。

（２）ほかの農業者から農用地利用権を取得した場合

→　新しく取得した農地の地名・地番、面積を記載してください。また、移転前の農業者名、異動日を記載してください。
記載後、令和８年度の作付計画を記載してください。

33

②経営所得安定対策（産地交付金）に関わる記入

耕地番号	分筆番号	地名・地番	本地面積 a	前年作付状況 a	水張り(最終水稲作付年)	交付対象農地区分	水稲作付(申込)面積 a	転作等の面積 a	転作等作物名又は水稲品種名	販売目的
1		キタハタ　1	(23 29) 21 25	コシヒカリ 21 25	2025			21 25	ブロッコリー	○
2		キタハタ　4－5	(8 06) 7 36	かぼちゃ 7 36	2025			5 00 2 36	枝豆(黒) 大豆(黒)	○
3		ミナミハタ　3	(6 28) 5 73	5 73				5 73	じゃがいも	○
4		ミナミハタ　7	(4 01) 3 66	3 66				3 66	くり	○

作物等名：黒枝豆（早生）　面積：10 00

営農情報：R8.11月～12月湛水、学校給食用

①水稲作付　②１ヶ月以上の湛水管理
③R7年度に連作障害を回避する取組（輪作など）
上記のいずれかを行ったほ場には取組年度が記載されております。
年度の記載がない圃場については、R8年度中に必ずご対応をお願い致します。

大豆(白・黒)と枝豆(白・黒)は区別

1. 出荷販売される場合は【出荷販売目的】欄に必ず『○』を記入してください。
2. 湛水管理を行う場合は、湛水期間を記載してください。

学校給食に出荷される方は、営農情報欄に「学校給食用」と記載してください。

転作現地確認について

令和８年６月中旬頃から町職員及びＪＡ職員による転作田の現地確認を実施いたします。

つきましては、現地確認に先立ち、各農会より提出された水稲生産実施計画書及び営農計画書に基づき、作付け状況を記載した「令和８年度 現地確認票」を各農会長宅へお届けいたしますので、配布されましたら速やかに該当農家に配布していただくと共に、速やかに圃場に掲示していただきますようお願いいたします。

なお、本年度につきましても前年度に引き続き農会長の立会は中止し、町職員及びＪＡ職員のみで実施いたします。

＜現地確認表見本＞　＊6月上旬に配布予定

令和８年度経営所得安定対策等現地確認票		
地域協議会	008	猪名川町地域農業再生協議会
農協	010	兵庫六甲
市町村	008	猪名川町
地区	001	中谷地区
集落	000	中谷
申請者番号	中谷	0005
地名・地番	キタバタケ１１－１	
作付面積	550　㎡	
作物名等	トマト	

配布されましたら速やかに該当するほ場に掲示してください。

可能な限り、竹杭などで固定し、道路（農道）から視認できるところに掲示をお願いいたします。

令和8年産そば 配布種子について

猪名川町では「赤花そば」について、平成１１年度より導入し、これまで「ブランド化」を図ってきた経緯から、今後についても品種を保持しながら、猪名川町のブランドとして「赤花そば」を継承していきます。

播種時期につきましては、下記のとおり北部と南部で分けて設定しておりますので、播種時期を厳守いただきますようご理解・ご協力をお願いいたします。

また、そばは天候や排水対策等により出来高が左右されやすいため、徹底した排水対策等をお願いいたします。

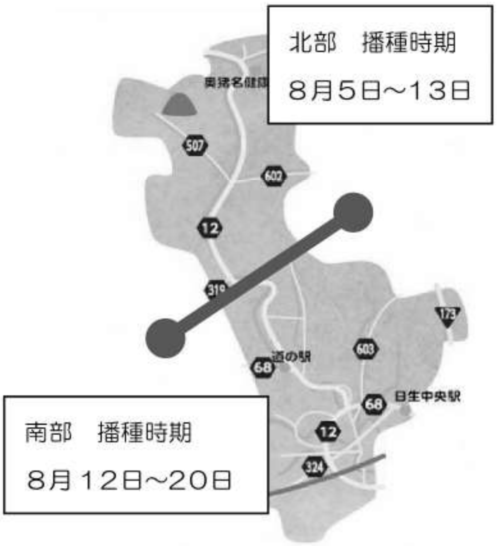

・・・・・【播種時期８月５日から１３日】・・・・・
笹尾、清水、清水東、仁頂寺、島、鎌倉、杉生、西畑、柏原

・・・・【播種時期８月１２日から２０日】・・・・
原、内馬場、民田、上阿古谷、下阿古谷、北田原、南田原、北野、紫合、柏梨田、上野、広根、銀山、猪渕、肝川、差組、万善、槻並、木津上、木津、木間生、杤原、林田

≪赤花そば≫
夏まき（秋そば栽培）。生育日数 70 日前後。
但馬地域在来種。

刈取り時期を北部と南部では時期を分けているため、
播種時期の徹底をお願いします。

栽培の目安

	7月			8月			9月			10月			11月	
	中旬	下旬		5～13日	12～20日	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬
栽培管理	ほ場準備	排水対策	耕起・砕土	畝立								刈取り	刈取り	乾燥・調整
北部				播種	発芽	→	開花	→	→	→	→	成熟		
南部					播種	発芽	→	開花	→	→	→	→	成熟	

★湿害に極めて弱いため、排水対策の徹底をお願いします。
⇒明渠と排水口は必ずつなげてください。
★播種時期の厳守及び肥培管理をお願いします。

※播種が遅れると、刈取りが出来ない場合があります。

そばの作付面積・収穫面積・収量の推移

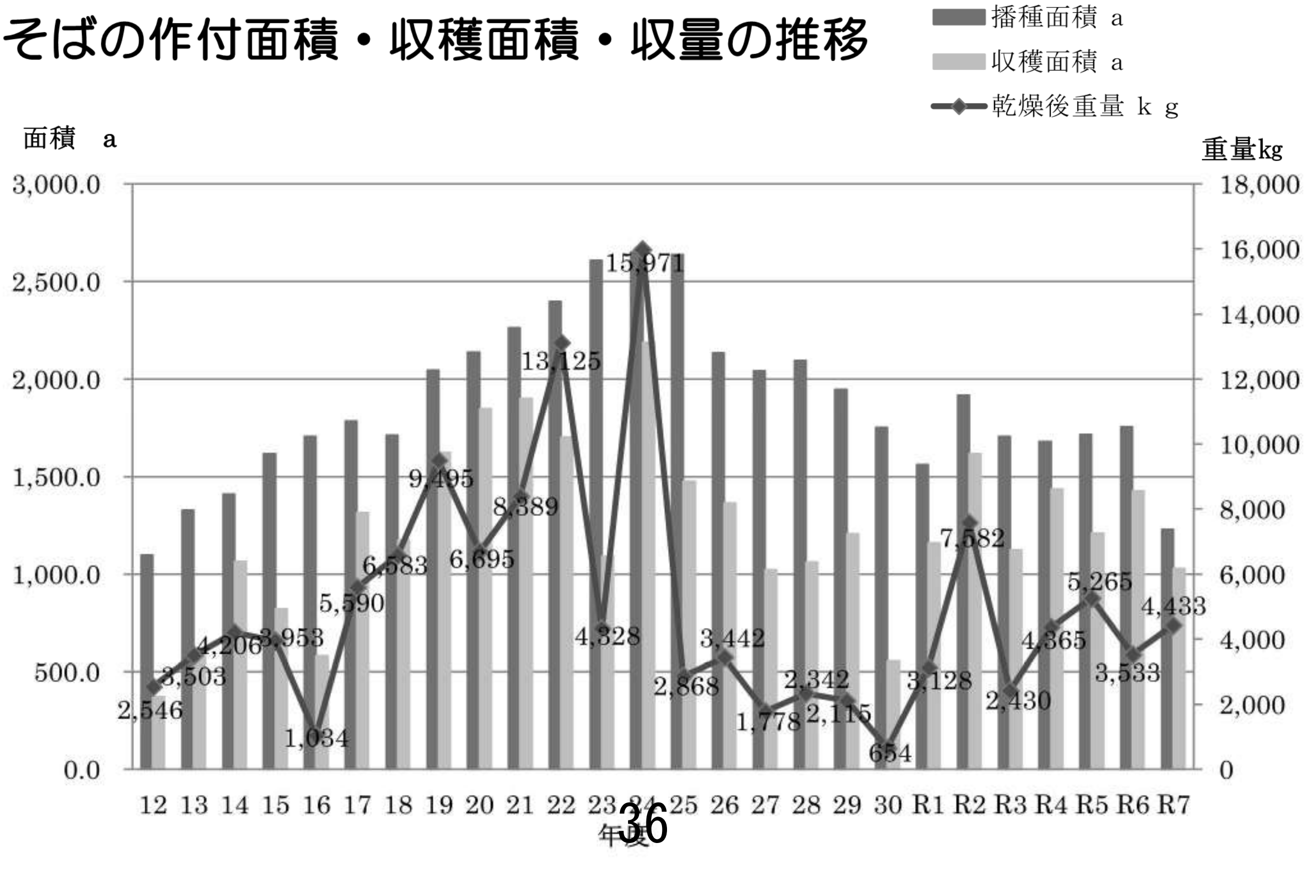

令和8年度

営農活性化補助金のご案内

パイプハウスやぶどう棚を新設される方、そばを栽培している方、果樹を植栽される方に対して**猪名川町が独自に**補助金を交付します！

農家の皆さんを支援します！！

①パイプハウス等設置支援事業

【助成金額】　※上限２００万円まで

【認定農業者・農業法人】 【新規就農者（５年以内）】 パイプハウス　２００㎡以上	対象金額×１／２
【上記以外の方】 パイプハウス　２００㎡以上	対象金額×１／３
ぶどう棚　２５万円以上／ａ	対象金額×１／２

【申し込み方法】
９月末までにＪＡに申し込み
※野菜部会会員が対象
※共済保険に加入必須

②果樹産地活性化支援事業

【対象品目】
栗、ぶどう、柿、ブルーベリー、桃、梅、ゆず、キウイ

【助成金額】

最低購入本数以上の購入	購入費用×１／２

※最低購入本数については、品目によって異なります。

※補植を行う場合は、従来からの樹木と併せ、最低購入本数以上となる本数とする。

【申し込み方法】
６月頃、果樹部会会員にご案内します。
※果樹部会会員が対象

③そば栽培支援事業

【助成金額】

基本助成金額	10,000円／10ａ
団地化加算金	10,000円／10ａ

【玄そばの買取り】

北海道産玄そば１２月価格の最高額＋乾燥調整費＋１００円

【実施時期】
播種：８月上旬～下旬
刈取：１１月上旬～下旬
※天候によって時期は変更になる場合がございます。

0.5ha以上の
団地化で加算
対象です！

【申し込み方法】
農会を通じて猪名川町役場農業環境課に申し込み。

④北摂栗生産環境整備事業

【内容】
高齢化等の理由により、栗の木の剪定を剪定士に委託する生産者に対して、委託費用の一部を助成します。

【対象者】
町内で北摂栗を生産し、道の駅いながわ又はＪＡ兵庫六甲に出荷している猪名川果樹部会会員

【助成金額】
剪定費用の２分の１を補助（上限５万円）

補助金を受けるためにはそれぞれ要件があります。
詳しくは、下記お問い合わせまでご連絡ください。

お問い合わせ：猪名川町役場農業環境課　072－766－8709

補助制度のご案内

北摂栗

※予算の範囲内に限り

苗木購入への補助

果樹の苗木を購入する方に対し
購入費用の一部を補助します。

〈補助金額〉

購入費用（税込）の２分の１

※最低購入本数以上の購入が補助対象で、
品目により最低本数は決まっています
詳しくは町HPにて掲載

〈対象者〉

猪名川果樹部会会員

〈補助対象品目〉

栗、ぶどう、柿、ブルーベリー、桃、梅、
ゆず、キウイ

剪定への補助

栗の木の剪定委託費用の一部を
補助します。

〈補助金額〉

剪定委託費用の２分の１を補助
（上限５万円）

※剪定本数おおむね５本以上の栗園で、
果樹部会を通じて剪定を委託する費用

〈対象者〉

猪名川果樹部会会員

鳥獣防護柵への補助

鳥獣防護柵の購入費用の一部を
補助します。

〈補助金額〉

購入費用（税抜）の2分の1

上限：法人　10万円
出荷農家　5万円
上記以外　3万円

〈補助対象〉

電気柵、ネット柵、トタン柵、
ワイヤーメッシュ

農地再生への補助

農地バンクを通じて荒廃農地を
借受け、再生作業を行った場合
に補助します。

〈補助金額〉

再生利用活動　**5万円**/10a

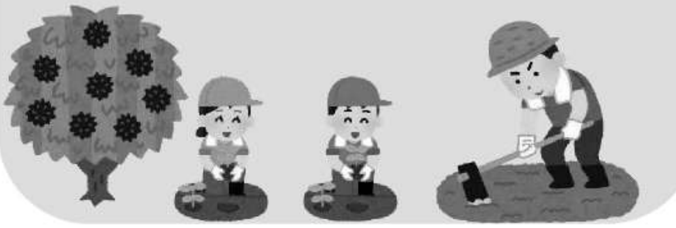

お問い合わせ

猪名川町役場　農業環境課　**072-766-8709**
JA兵庫六甲　猪名川営農支援センター　**072-767-8020**

《集荷状況》

	R6		R7
銀寄栗	1714kg	→	2836 kg
普通栗	1074kg	→	1468 kg
ポロタン	28kg	→	34 kg

《農家収入》

【総売上（道の駅での販売総額）】

R6		R7
約753万円	→	約1251万円

【総数（道の駅での販売総数）】

R6		R7
5313袋	→	7486袋

ポイント

北摂栗は1000年以上の歴史があり、道の駅で新米・枝豆と並んで売れ筋商品です。ブランド化しており、贈答用としても人気を博しています。

令和６年度に比べ令和７年度は、集荷数が増えており、道の駅での販売総売上も66％増加しております。また、農家の方々に活用していただける様々な補助金制度もご用意しております。

北摂栗の伝統を大切にしながらお客さんのニーズに応え、次世代へ食文化を伝えていきませんか。

地域計画のブラッシュアップ（変更）について

地域計画は、地域の農業を将来へ継続させるため、農業の在り方や農地利用について、地域での話し合いにより、策定しているものです。話し合いの過程で、地域が抱える課題や地域の実状を明確にすることで、10年後を見据えた地域農業の対策を考え、必要な取組を行うことが可能となります。

一方で、地域の状況は変化していくことから、策定済みの地域計画は、ブラッシュアップしていくことが重要となります。

地域での話し合い（協議の場）の実施を希望される場合や、一括策定計画から集落単位への切り替えをご希望の場合は、農業環境課までご連絡ください。

●猪名川町での策定状況●

【令和５年度】

集落単位で策定：清水、清水東、柏原（３集落）

【令和６年度】

集落単位で策定：原、上阿古谷、下阿古谷、万善、槻並、笹尾（６集落）

一括策定：内馬場、民田、北田原、南田原、北野、紫合、柏梨田、上野、広根、銀山、猪渕、肝川、差組、木津上、木津、木間生、杤原、林田、仁頂寺、島、鎌倉、杉生、西畑（２３集落）

<u>※一括策定について</u>

集落単位における「地域での話し合い」により、随時策定するとともに、未策定地域の発生を防ぐため、町全域を対象とした一括策定を行いました。一括策定の対象農地としましては、農業振興地域内の農用地、日本型直接支払交付金の対象農地となります。

地域計画（地域農業の将来の在り方+目標地図）

★地域農業の将来の在り方の計画
★農業を担う者（担い手＋多様な経営体＋受託者など）ごとに利用する農地の地図（目標地図）

地域計画の変更が必要な場合

農業上の利用・・・・・★地域農業の将来の在り方等
（事後変更可）　★農業を担う者
★農業用施設
★軽微な変更（相続など）

農業外の利用・・・・・★農地の転用
（事前の変更要）　※農振除外・転用許可手続きの前に地域計画の変更が必要
※一時転用の場合は変更不要

協議の場の開催方法（例）

【基本的な開催方法】
対面・オンラインでの開催
★農業の方針変更
（基盤整備の導入など）
★大幅な区域変更

【簡易的な開催方法】
書面・ホームページでの開催
（意見聴取期間を設定して実施）
★農地交換
★耕作者の変更

猪名川農業振興地域整備計画書の見直しについて

1．農業振興地域整備計画書について

農業振興地域整備計画とは、農業振興地域の整備に関する法律にもとづき、おおむね 10 年先を見据えて町が定める計画です。町はこの計画の中で、農業振興地域を今後農業用に活用する区域(農用地区域)と非農業用の区域に区分するほか、農用地区域内にある土地の農業用の用途区分や保全等について定めることとなっています。

○農業振興地域とは

総合的に農業振興を図るべき地域として、都道府県知事が指定する地域。猪名川町では、ニュータウンを含む市街化区域やゴルフ場、山林等を除く約 1,025ha が指定されており、令和 7 年度には清水・清水東の一部が追加されました。

○農用地区域とは

農業上の利用を確保すべき土地として、町が農業振興地域内で指定する地域。農用地区域に指定された土地は、農業に関する公共投資や施策が集中的に実施される一方で、農地転用ができないなど非農業的土地利用が制限されます。本町においては 15 集落（※）のうち、約 198ha が指定されています。

※原、上野、内馬場、上阿古谷、下阿古谷、槻並、木間生、杤原、笹尾、清水、清水東、仁頂寺、島、西畑、柏原

イメージ図

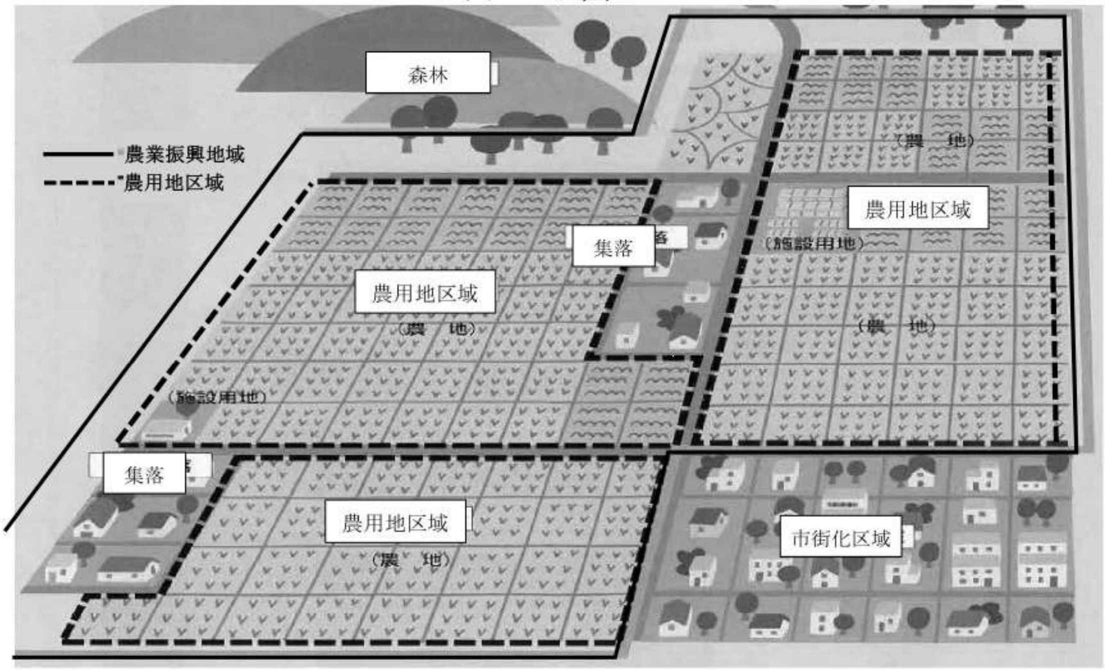

２．計画書の見直しについて

猪名川町においては、本計画を昭和 55 年に策定して以降、4 回の見直しを行ってきました。前回見直し（平成 30 年）から約 8 年が経過し、本町を取り巻く状況が大きく変化していることから、この度改めて状況調査を行います。

○スケジュール案

令和 8 年　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和 9 年

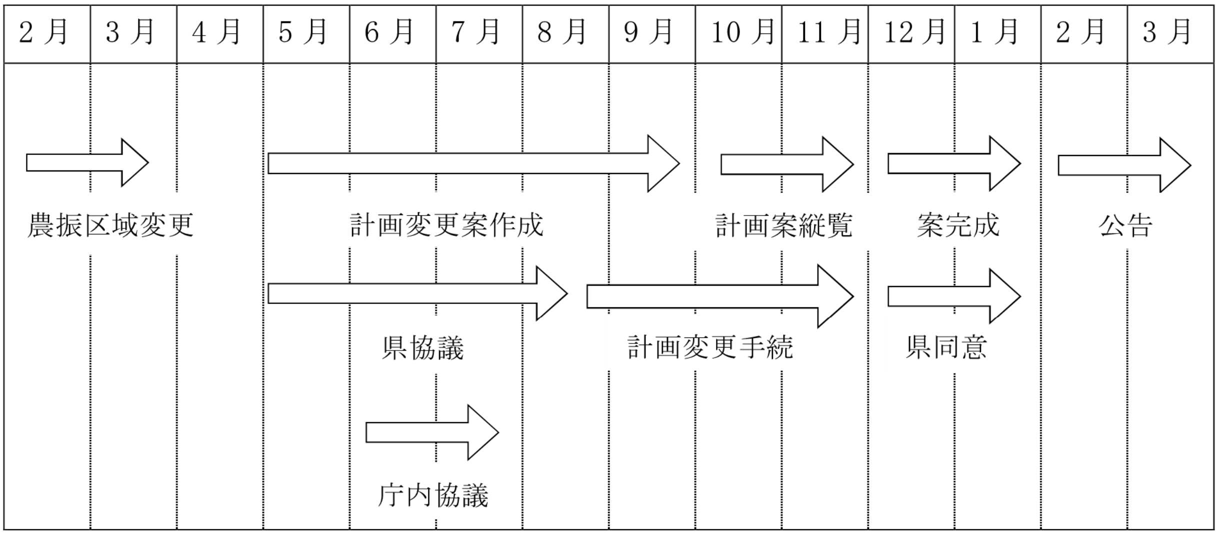

主たる変更内容は、清水・清水東地区のほ場整備にかかる該当地区を編入するものです。具体的な手続きは町で進めてまいりますが、本件について説明会をご希望の集落がございましたら、5 月 15 日までに農業環境課へご連絡ください。

猪名川町

農業振興地域図

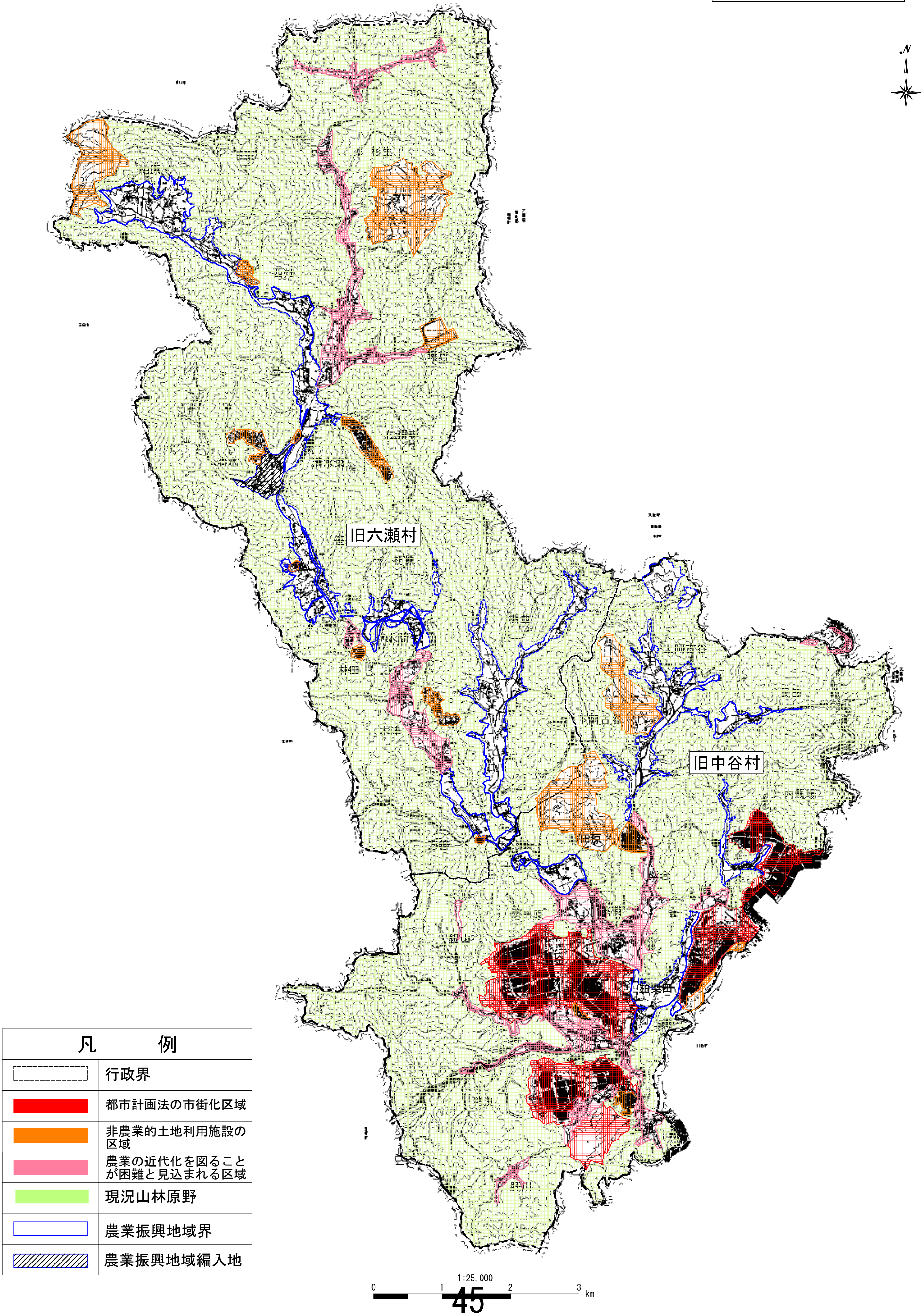

補助率2／3

猪名川町危険木伐採支援事業補助金

危険木伐採等の費用を補助します

1　事業の概要

住宅等への倒木被害から人命及び財産を保護するため、町内の危険木の伐採等を行うものに対し、費用の一部を補助します。

2　対象となる危険木

森林法第２条第１項に規定する森林内にある胸高直径２０ｃｍ以上かつ樹高５ｍ以上で、倒木により樹高と同等の距離の範囲にある住宅その他の建物等に損害を与えるおそれのある樹木をいいます。

3　補助金の交付対象者

補助金の交付対象者は、以下に掲げる者とします。

(1)　危険木を所有する者

(2)　危険木の倒木により被害を受けるおそれのある住宅等の所有者又は管理者で、危険木を所有する者から事業実施の承諾を受けている者に限ります。

※ただし、(1)と(2)が同一若しくは生計が同一である場合は対象外とします。

4　補助金の対象経費

危険木の伐採等（ただし、伐根は除く。）に要する経費とします。

5　補助金の額等

対象経費の３分の２以内で、30万円を上限とし、1,000円未満の端数は切り捨てます。

※ただし、予算で定めた額の範囲内となります。

※補助金の交付は、１人（その生計同一者を含む）につき１年度内において１回限りとします。

6　事業の流れ

事業実施前にご相談ください！

事業実施後は、申請を受付できませんのでご注意ください

(1)　農業環境課に連絡

(2)　伐採事業者への相談・見積

(3)　町へ「補助金交付申請書」を提出

(4)　町より交付決定通知書を送付

(5)　伐採請負契約・工事着手（伐採届が必要な場合は最短30日後になります。）

(6)　伐採完了後に町へ「実績報告書」「補助金請求書」を提出

(7)　町より補助金交付

問い合わせ・お申込み

猪名川町役場農業環境課　森林・里山担当

電話：０７２－７６６－８７０９

メール：nougyo@town.inagawa.lg.jp

補助率2／3 上限25万円	猪名川町荒廃竹林整備事業補助金 **荒廃した竹林整備の費用を補助します**

1　事業の概要

荒廃した竹林の駆逐および荒廃竹林を未然に防止するため、竹林所有者が行う竹林整備に対し、費用の一部を補助します。

2　対象となる竹林

森林法第２条第１項に基づく森林のうち、人家や農地等に近隣接し、適正な管理がされていない放置竹林で、面積が100㎡以上であること。

3　補助金の交付対象者

町内に竹林を所有する方で、猪名川町荒廃竹林整備事業補助金交付要綱第４条第２項のいずれにも該当しない方。

4　補助金の対象経費

⑴　伐採、撤去及び処分（伐根は除く。）に要する経費
⑵　当該補助事業の実施に必要な作業道の開設に要する経費（ただし、幅員３ｍ以下とする。）

5　補助金の額等

対象経費の３分の２以内で、２５万円を上限とし、1,000円未満の端数は切り捨てます。
　※ただし、予算で定めた額の範囲内となります。
　※補助金の交付は、１人につき１年度内において１回限りとします。

6　事業の流れ

事業実施前にご相談ください！
事業実施後は、申請を受付できませんのでご注意ください
(1)　農業環境課に連絡
(2)　竹林整備事業者への相談・見積
(3)　町へ「補助金交付申請書」を提出
(4)　町より交付決定通知書を送付
(5)　竹林整備請負契約・工事着手
(6)　竹林整備完了後に町へ「実績報告書」「補助金請求書」を提出
(7)　町より補助金交付

問い合わせ・お申込み
猪名川町役場農業環境課　森林・里山担当
電話：０７２－７６６－８７０９
メール：nougyo@town.inagawa.lg.jp

有害鳥獣被害対策について

　猪名川町では、シカ・イノシシなどの有害鳥獣による農作物被害の発生防止や軽減を目的として、以下の制度を設けています。

1．資材購入費の助成事業

　有害鳥獣による被害対策に使用する資材を購入する個人、法人、農会を対象に、次のような助成制度を設けています。

（1）　鳥獣被害防止柵購入助成

対 象 者	・町内に住所を有し、農業を営む個人又は法人 ・現に農作物被害を受けている、又は受ける恐れがある者 ・同一年度に本人又は同一世帯員が、この補助金を受けていないこと ・過去８年以内に同一農地で本事業又は国・県等の補助を受けていないこと ・町税の滞納がないこと
対象経費	・電気柵、ネット柵、トタン柵、ワイヤーメッシュ柵の購入に要する経費
補助金額	・購入費用（税抜き）の１／２以内で、上限額は次の区分のとおり ①個人で、生産した農作物をJA 兵庫六甲、道の駅いながわ等へ出荷している（予定含む）もの：５万円 ②①以外の個人で、自己所有農地で営農するもの：３万円 ③法人：１０万円
申請手続き	・資材購入前に、農業環境課窓口へ申請書（必要書類添付）を提出
申請受付開始	・４月１日から受付中（予算に達し次第終了）

（2）　箱わな購入助成

対 象 者	・各地区農会
対象経費	・シカ・イノシシ用の箱わなの購入に要する経費
補助金額	・購入費用（税抜き）の１／２以内。上限５万円
申請手続き	・箱わな購入前に、農業環境課窓口へ申請書（必要書類添付）を提出
申請受付開始	・４月１日から受付中（予算に達し次第終了）

２．有害鳥獣の捕獲

（１） 鳥獣被害対策実施隊による捕獲

有害鳥獣の捕獲には、狩猟免許や町の捕獲許可が必要で、たとえ被害にあい困っていても、資格のない人がむやみに捕獲することはできません。猪名川町では「猪名川町鳥獣被害対策実施隊」を組織しており、農会から申請があると町から指示を出し、銃猟・わな猟の方法によりイノシシやシカの捕獲を行います。

捕獲を希望される場合は、各地区の農会長から農業環境課へ申請が必要ですので、詳しくはご相談ください。

また、有害鳥獣による農作物被害を更に低減することを目的に、新たに「くくりわな」による捕獲が可能となりました。

わな設置の看板（標識）や「わな」がある場所には近づかないよう気をつけてください。

（２） イノシシ、シカ捕獲用の「箱わな」、「囲いわな」の貸出し

町で所有しているイノシシ、シカ捕獲用の「箱わな」や「囲いわな」を、農会からの申請により貸出ししています。農会で町から箱わな等を借り、（１）の捕獲申請をしていただく事で、わな免許所持者がいない農会でも実施隊員による捕獲活動が可能となります。貸出しを希望される農会は、農業環境課までご相談ください。なお、箱わな等の貸出し・使用に係る役割分担として、地元農会の皆様には次の事項のとおりご協力をお願いいたします。

農会の役割	・設置する場所の地権者との調整 ・設置の補助（仕掛けのセットは除く） ・箱わな等設置後の餌付けと見回り ・捕獲できた時の実施隊員への連絡　など
実施隊員の役割	・わなの仕掛けのセット ・捕獲した個体の処分　など
貸出対象	・農会又は自治会
貸出期間	・原則６ヶ月以内（※希望が重複する場合は一旦返却等の調整をお願いする場合があります。）
貸出数量	・１農会等につき、原則１基まで（※転貸不可）
わなの大きさの目安 （組み立て後）	（箱わな）幅 1.00m×奥行 2.00m×高さ 1.00m （囲いわな）幅 4.00m×奥行 4.00m×高さ 2.13m ※借用の際は軽トラック等の車両をご用意ください。

（3）アライグマ、ヌートリア捕獲用の捕獲箱の貸出し

特定外来生物であるアライグマ、ヌートリアによる農作物被害を減少させるため、捕獲箱の貸出しを行っています。貸出しを希望される場合は、農業環境課までご相談ください。

対 象 者	貸出台数	貸出期間	留意事項
自治会・農会	２基まで	３ヶ月	・返却期日は厳守してください。 ・期間の延長は、再度申請が必要です。（箱わなの在庫が少ない場合は延長できない場合があります。） ・捕獲できたら農業環境課までご連絡ください。
個人	１基	１ヶ月	

３．年度別捕獲実績

年 度	アライグマ	ヌートリア	シカ	イノシシ	合 計
H25 年度	88	10	14	9	121
H26 年度	131	18	34	37	220
H27 年度	52	3	55	50	160
H28 年度	52	5	59	59	175
H29 年度	109	26	73	63	271
H30 年度	122	7	92	144	365
R 元年度	67	0	89	73	229
R2 年度	157	0	94	114	365
R3 年度	132	1	130	38	301
R4 年度	106	1	95	25	227
R5 年度	153	7	106	64	330
R6 年度	228	21	186	54	489
R7年度	95	14	112	17	238

〈令和９年度　有害鳥獣対策にかかる国庫補助事業の希望について〉

事業メニュー

・電気柵 設置補助金
・ワイヤーメッシュ柵 設置補助金

注 意 事 項

① 国の補助金を活用するため、現時点では令和９年度に予算がどれだけ措置されるのかは不明です。事業を実施できない場合もあります。

② 電気柵やワイヤーメッシュ柵の資材購入・設置について、国の交付決定が令和９年秋頃になるため、その後、町が資材を購入し、その資材を農会に提供、各農会で設置(令和１０年２月末までに設置完了)していただく流れとなります。

③ 令和７年度の実績によりますと、電気柵およびワイヤーメッシュ柵に係る費用の約６０％は国の補助金が適用されました。補助金以外は農会（もしくは設置ほ場の所有者）に負担していただくことになります。

町単独の補助事業もあり、個人設置でも対象となりますが補助率は１/２です。

④ 国の補助金を活用する要件として、**電気柵１囲いあたり３戸以上の受益者の農地を囲むこと、費用対効果（被害作物、被害率、面積など）の算出を行うことなど、各種条件を満たすことが必要となります。**

⑤ 補助金を活用して設置した電気柵は耐用年数（８年)、ワイヤーメッシュ柵は耐用年数（14 年）が経過するまでは、管理協定のもと適正に管理し、定期的に状況の報告を行ってください。

⑥ 補助金の活用を希望される農会は、上記の事項を了解のうえ、農業環境課・有害鳥獣担当までご相談ください。詳細を説明させていただきます。

その後、農会内で調整をいただき、令和８年５月１５日（金）までに設置箇所、延長等をご報告ください。

【お問い合せ先】
猪名川町役場農業環境課　有害鳥獣担当
〒666-0292　猪名川町上野字北畑 11-1
TEL：072-766-8709
FAX：072-766-7725

サクラやモモの近くでこんな虫、木くずを見かけたら

通報お願いします！

通報フォーム

うどんのような幼虫のフン

※地面に落ちたり、雨風が当たる等で形がくずれていることもあります。

↓こんな大きさ（体長２．５～４ｃｍ）

成虫写真提供：埼玉県環境科学国際センター

この虫は「クビアカツヤカミキリ」という※特定外来生物で、サクラやモモの樹を枯らします！！

※外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼすものについて国が指定。飼養、栽培、保管、運搬、輸入等が、原則として禁止され、防除の対象。

兵庫県自然鳥獣共生課　078-362-3389

クビアカツヤカミキリとは？

サクラ・ウメ・モモ・スモモ等の主にバラ科の樹木を加害するカミキリムシで、特定外来生物に指定されています。詳しくは、WEB「ひょうごの環境」へ

４～１０月に幼虫は樹の内部を食べ、木くずと混ざったフン（フラス）をそうめん・うどんのような形にして大量に排出しながら成長します。

成虫は５月末～８月に活動し、樹皮に 1000 個近くの卵を産みます。

フラスの見分け方

フラスを崩してみると…

クビアカツヤカミキリのフラス

繊維状の木くずが見られない

他種のフラス

繊維状の木くずが多く見られる

被害が出たら・・・

被害にあった樹は、連鎖被害防止のため伐採が必要です。桜並木をすべて切り倒した事例も国内で報告されています。

①ウメ・モモの果樹園 ⇨ 甚大な農業被害が発生。

②公園や街路樹、学校、文化財のサクラ・ウメ ⇨ 景観が悪化
「お花見」ができなくなります。

■兵庫県近隣の侵入状況（2024 年時点）

いつ・どこで見つかってもおかしくありません！！

クビアカツヤカミキリは車、鉄道に付いて拡大すると考えられています。兵庫県内では令和６年 12 月現在、５市で被害が確認されており、生息範囲が広がりつつあります。

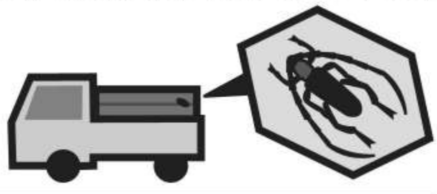

兵庫県（078−362−3389）またはお住まいの自治体窓口にご連絡ください。

- 発見日時、発見場所、発見時の状況をお知らせください。
- 可能であれば、写真を撮影してください。
※クビアカツヤカミキリを生きたまま持ち運ぶことは違法となります。
- 死んでいる個体であっても、見つけた場合は連絡してください。

もっと知りたい！兵庫県の自然

ひょうごの環境
兵庫県内の自然環境総合ページはこちら

外来生物の影響や対策、法律について知りたい！

ひょうごの環境「外来生物」
兵庫県版ブラックリストや外来生物法についてはこちら

兵庫県自然鳥獣共生課　078-362-3389